

# 平成19年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会

## 開 会

鶴田副本部長 皆様、こんにちは。きょうは、大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。それから、3月18日の現地視察におきましては、貴重な意見等をいただきましてありがとうございます。

それでは、平成19年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会をただいまから開催させていただきます。

きょうは、長委員さんと愛野委員さんをご都合で欠席でございます、齋藤委員さんが10分ほど遅れるということで連絡が入っております。どうぞよろしくお願いたします。

この後の議事につきましては、荒牧委員長さんのほうでよろしくお願いたします。

## 議 事

荒牧委員長 早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

きょうは、盛りだくさんで、しかも、箇所数の多い状況ですので手際よく進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いいたします。

### 1 新規箇所評価の改善について

荒巻委員長 まず、議事次第に従いまして、「新規箇所評価の改善について」ということで、これは前回、審議箇所について幾つか議論をしました。その結果について改善点を検討してきましたということですので、経過も含めて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、県土づくり本部企画・経営グループの副課長をしております山口でございます。

説明に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をしたいと思います。

まず、「議事次第」でございます。それから「平成19年度第4回公共事業評価監視委員会 審議進行表」、それから「佐賀県公共事業評価監視委員会からの意見（改善措置）に対する対応方針」、それから「平成19年度 事後評価箇所一覧表」、それから「平成19年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会諮問地区一覧表」、それから「平成19年度第4回佐賀県公共事業評価監視委員会」としましたパワーポイント資料でございます。

以上でございます。お手元でございますでしょうか。 では、よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから「佐賀県公共事業評価監視委員会からの意見（改善措置）に対する対応方針」ということでご説明させていただきます。

新規箇所評価につきましては、新たに着手します事業箇所につきまして、事業の位置づけ、必要性、効果、事業環境などの視点から事業実施を総合的に判断するものでございまして、公共事業の効率性、また、公共事業の実施過程の透明性の向上を図るということを目的に平成 16 年から開催しております。

しかしながら、事務作業の効率性とか現地機関や関係各課の予算の配分枠内でのマネジメント能力の向上等によりまして、1 次、2 次評価の箇所数が予算化箇所数とほぼ同数になっておるといってございまして、平成 19 年度の新規箇所につきまして、評価箇所が 63 箇所、予算箇所が 62 箇所ということで、もうほとんど同じであって、新規箇所評価システムの本来の目的の一つでございます実施過程の透明性の確保という観点からすれば目的が十分発揮されていないのではないかという意見を前回の評価監視委員会でいただいたところでございます。

このため、平成 19 年度新規箇所評価、これは平成 20 年度の予算化箇所でございますが、この分に当たりましては、地元各種団体から文書等によります要望、申請等の提出があった要望箇所につきまして、事業の位置づけ、必要性、効果、実施環境につきまして聞き取り、確認などの作業を行うことで、まず簡易的に評価を行いまして、1 次、2 次評価にかかる段階での事業評価につきまして、今から説明します表のとおり整理をしたところでございます。その資料でございますが、お手元にお配りしております改善措置に対する対応方針という表でございます。

1 枚目の表につきましては、今ご説明しましたことを書いております。意見と改善措置、対応方針でございます。具体的なやり方等につきまして、次のページの表に載せております。一番左側に事業担当課、その右側に平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月までに文書等によります要望があった箇所、特定できます箇所を数字的に上げております。例えば、まちづくり推進課が 3 カ所、農山漁村課が 9 カ所、農地整備課が 8 カ所、河川砂防課が 6 カ所、森林整備課が 40 カ所、道路課が 114 カ所、港湾課が 5 カ所、トータル 185 カ所につきまして要望があったということでございます。そのうち評価を実施した箇所が 46 カ所でございます。あとの残りの分が評価に至らなかったということでございまして、その評価に至らなかった理由につきまして、評価マニュアルの評価、視点上の評価が現地機関等におきまして、例えば「位置づけ」で、例えば道路課の分が C 評価になるということで、この分については評価評価の作成までは至らなかったということでございます。同じく、「必要性・効果」の分で農山漁村課が 1、道路課が 55、トータル 56。「実施環境」の点で農地整備課の 2 カ所、森林整備課の 4 カ所、道路課の 25 カ所、トータル 31 カ所が評価に至らなかった。ただ、新規評価には至らなかったんですけども、「調査・検討段階」というのもございまして、それが 48 カ所でございます。それを合わせて 139 カ所が評価に至らなかった。139 カ所と 46 カ所を合わせますと、要望があった 185 カ所の数字になりますということでございます。

その右側の欄ですが、これは平成 18 年 10 月までに要望があった中で本年度評価をした

箇所がまちづくり推進課で1カ所、農地整備課で1カ所、河川砂防課で10カ所、道路課で8カ所、港湾課で1箇所、トータルの21カ所につきまして、1年以上前に要望があった分について調査・検討をしておいたものを評価書を作成して評価したということでございます。その21カ所と本年度1年以内に要望があったうちから46カ所を選定して、トータルの67カ所の評価を行いましたということでございます。

今の185カ所のほかに、一番下に「 」で書いておりますが、185カ所はその地区が特定できた箇所でございますけれども、総要望件数が249件ございまして、そのほかに事業実施中の事業箇所の整備促進であるとか、直轄事業での取り組み・整備促進、市町事業、具体的な要望でない(地区、箇所の特定ができない)分とか、整備済地区のさらなる要望とか、そういう分が出てきているということでございます。

それから、次のページの表ですけれども、この表につきましては、先ほどは課別に単純に箇所数を出しておりましたが、これを事業名を特定しましたところで整理をした表でございます。

要望が1年以内にあった箇所がトータルの185カ所、評価に至らなかった箇所、要望があったうち評価を実施した箇所、それに過去の要望等から評価をした箇所の21カ所分をそれぞれ事業課、事業名ごとに整理をした表でございます。

1年以内に185カ所の要望があったうち46カ所を評価しまして、過去に要望があったうちから21カ所、トータルの67カ所を評価したということで、要望はかなり多いですけれども、そのうち厳選した中で事業評価を行って予算化を行っているという状況を明確にしたところでございます。

2枚目の表につきましては、後ほどホームページに公表したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 これは新規評価だから20年度予算ですね、20年度の予算について箇所づけをしたところが、なぜ箇所づけをしたかということの新規事業評価をこの委員会のマニュアルに従っておやりになった。そのことの公表のところで全体として67カ所やって、67カ所を事業化したということでいいですか。 評価として67カ所をやったということでですね。

私が疑問を呈したのは、67カ所評価して67カ所やったら新規評価は要らんじゃないかというふうに言いました。そのことについてこういう評価の改善策をとりましたよということの説明ですが、委員の皆さん、いかがですか。

聞いてもあまりよくわからないんですけどね。どうされるんですか。これをホームページに載せられるの、それでいいですか。2枚目のこの表を、A、B、C評価をつけた箇所ごとの評価がホームページに載りますよね。その前にこの表を載せるんですか。

事務局 そうです。総括としましてですね。

荒牧委員長 じゃ、これに何らかの説明がつくでしょうけども、むしろ、私たちはどち

らかというと市民の側から見て、どういう情報が欲しいのかというのが一番大事でしょうから、これを見てどう理解すればいいのかというのが、これを見てどう理解してほしいのかということがなかなかわからないんだけど、これだけではね。皆さんたちはプロだから、プロの側から見るとわかるんでしょうけれども、市民の側からこれを見て、一体どう読めばいいのかということがよくわからないんだけど、それをもうちょっとわかりやすくしてもらうことはできないのかなと思いました。

皆さん、いかがですか。

古賀委員 事業名はあるんですけども、どこかということをも市民の方は知りたいんだろうと思います。

事務局 箇所の表は、その下に別表としてまたつけます。

荒牧委員長 各箇所づけのね、それにA、B、Cの評価がついているんですね。

事務局 そうです。

荒牧委員長 67の分がついているんですね。

事務局 はい。

荒牧委員長 いかがですか。

まず、根本的なことをお聞きしたいんですけども、県土づくり本部は、要望があったものだけをやるの。農林部は昔からそうやっているということを知ったことがあったけど、土木部まで含めてやるの、要望があって初めて動き出すの。

事務局 県の施策として必要な分は…。

荒牧委員長 そうでしょう。県が施策としてやりたいことが当然ある、行政の側として。それと、住民の側のいろんな要望も受けておやりになるでしょう。だけど、要望があった数だけで終わっちゃったら変なことになりませんか。自分たちが行政として県土をどうするかという長期プランに従っておやりになるのでしょうかから、それに従ってやられる部分というのは当然あるはずで、それは要望があろうと、なかろうとやる、少なくともメインの部分は。それを要望数からやっていくと、何かわかんなくなりませんか。基本は。

私の解釈が間違っていたら教えてください。農林事業というのは、もともと申請事業。だから、その地域の方々から何らかの形で要請があって、そして、一定の負担を伴うことを認めながら出てくるから、こういうまとめ方はあるような気がするけど、いわゆる公共事業、土木事業というのは、必ずしもそればかりではないと聞いていますけど、そうなったときに、このまとめ方をすると、農林部のやり方によって皆さん方は事業を運営しているよということになりませんか。

事務局 この要望というのが、例えば地域の住民の皆様からだけじゃなくて、例えば、地域団体といいますか、自民党の皆様とか、いろんな皆様からの、地域の皆様からの要望ということで、特定の地域だけじゃなくて、県の産業の振興のために大規模に取り組んでいる事業とか、そういうふうな事業も含めたところの要望も出ております。基本的に県が実施をしている長期的なプロジェクトに入っている分については、すべて、基本的には要

望の中に入っているような状況にあります。

荒牧委員長 この前お聞きしたのは、例えば、今非常に評判が悪い59兆円というのがありますね、国土交通省が道路をつくる59兆円という。あれは評判は悪いけど、やり方としては間違っていないと僕は思う。10年間でどれくらいの事業を自分たちは見越しておるのか、それにはお金がこれくらいかかりますと。それがたまたまつくらんでもよさそうなものまで入れているから怒られているだけであって、その方法が間違っているわけではありませんね。

皆さん方は、これから先、公共事業をどれくらい、10年間なら10年間、これくらいの事業をやりたい、やらなければならないというのがあって、それを評価しながら優先順位の高いものからつけていこうという形でおやりになるために新規事業評価のシステムを使われていると思っているわけです、私たちは。そうすると、例えば10年計画の中のこういうプロセスがあって、例えば直近の3年くらいでやろうとしているものの箇所づけを、なぜ平成20年にこれをやろうとしているかということをお県の皆さんに伝えたいわけでしょう。そうすると、これはもうちょっと熟度が足りないから次に回すとか、こっちのほうが「AAA」で、こちらは「B」でいいんだけど、こちらの方が優先度が高いからこれをやるという形で出てきて初めて皆さんは理解できるというふうに思うわけです。

だから、その仕組みに利用してくれませんかとの前申し上げた、そういうものとしてお県の皆さんに情報を公開してくれませんかとお申し上げたわけです。それはできないのか、できるのか。できないと思うんです、あなた方の今の答えを聞いてみると。やる気がない。なぜやる気がないかということ、それだけ作業をすると大変だから、多分。やる気がないんですよ。今から5年間の公共事業を一体どうしようとしているかということをおータルに見て、そして、その優先順位をつけていこう、直近の3年間は公表しようとかいう戦略性がないと、ただでさえ公共事業は評判が悪いわけだから、その年その年の思いつきでやっているとお見られませんか、とこの間申し上げた。それはこれで改善されていますか。

池田本部長 私のほうから説明をさせていただきます。

国と地方とのシステムの違いがございまして、我々、国の補助金をいただいてしている分が結構あります。国は自前の財源で10年なら10年のシステムとして計画ができますけど、地方は国のそういう制度の中で補助金の交付を受けて事業をするという形になっていますので、制度が毎年変わったり、また、事業そのものも新しいメニューが出たりして、そういうふうなことで合致する中で、佐賀県みたいに財政力の弱いところは、そういうふうな補助事業をいかに有効に使ってするかという部分がございまして、大きな方向性として、例えば今我々が進めております高速交通ネットワークの整備とか、安全・安心の歩道とか、そういう部分の大きな枠での方向性はできますけど、箇所ごととか事業というのが非常にやりにくいといいますが、そういう部分があります。

そういう枠組みの中で方針としてお示ししながら地域の要望にこたえていく。当然、潤沢な財源があれば問題ないんですけども、そういう中でやっているということです。

この整理も、この前、委員長さんのご指摘もあって、ただ、本当に67件だけが地域の声かというふうな声もございましたので、その年度年度で、1年間さかのぼればどういう声が上がっているというふうなことで整理をしてみましようということしております。

荒牧委員長 私ばかり言って申しわけありません。後で皆さん、言ってください。私は理解できます、今のやつを。ということは、決定権は全部、国にあるのであって、皆さん方にはないと主張されているんですよ。補助金がつくかどうか最終的な新規箇所づけの事業であって、その重みが90%ぐらいと強くて、それ以外の評価軸はものすごく小さいんだと主張されていることになりませんか。

池田本部長 そうじゃなくて、判断、最終的にはですけど、そういう手法を活用しながらということを説明しております。

荒牧委員長 だから、結局、国が一定程度の補助を出すから、そこの交渉が成立したのについてできるんですというのは、多分、当たっていると思いますけどね。じゃ、新規事業評価の意味は、一体、県民に対して何を説明しようとしているのか。皆さんたちは、国と交渉が成立したのがこれだけ件数がありますと主張すればいいだけではありませんか。違いますか。

池田本部長 そうじゃなくて、そういうシステムの中であっても、やっぱり県民の視点から公共事業に対する効率性とか実施過程の透明性が求められておりますので、そういう形で...

荒牧委員長 僕は、それは理解できますよ。理解できるけど、そのことと、この新規事業評価、事実をおっしゃっているんです、多分、間違いなく。だけど、その事実と、この新規事業評価のもともとの趣旨が全然活かされないではありませんか。皆さんたちは、これを出すことによって、県民をいわばだましていることになりませんか、逆に言うと。

すなわち、どこも交渉権があって、それは県民の側で評価するより、むしろ、そちらの側のほうが有効性が高いと私も認めますけれども、それならそうだと書けばいいじゃないですか、違いますか。

だから、こうやって「A・A・B」とか「B・B」とかってやって、例えば価値づけだとか、それから熟度が相当上がってきた、住民との連携もとれた、そのことを評価して上げただけではなくて、国との交渉が成立した、その評価項目が「A・A」だから上がったんでしょう。それならそうだと初めからそういう仕組みにすればいいではありませんか。

池田本部長 ですから、そういう中で「A」なら「A」と評価したのを国と協議して...

荒牧委員長 だったら、この62個で62個というのは気に入らない。評価を62個やって62個をやるというんだったら、それは私の感覚から言えば、それは交渉が成立したものをやったからですという本部長が言われていることが正しいと思うんです。間違っていますか。

池田本部長 新規事業そのものの評価をしていただいた分は、国の予算がまだ成立していませんから、それを踏まえて国との協議をするわけです。ですから、事前に評価をして、

それを国のほうに。当然、事業評価も、補助事業であれば採択の要件の一つになっていきますので、事後評価にしても、補助事業の効果が上がっているかどうかという評価を、再々評価みたいなこともありますけど。

ですから、判断は一義的には県にあるということです。ただ、そういう中でそういう財源を、うまくメニューを使ってですね。具体的に説明する材料を今持ってないんですけども、メニューを国が示されても、その制度を活用しなくてというケースも当然あります。

荒牧委員長 いかがですか。

齋藤委員 遅く来てすみません。この67件に対して67件が全部、国の予算がとれたということですか。

池田本部長 この中には単独でする分がございます。当然、国の補助事業ですということですね。国との関係では、今からまた詰めていく。県で予算化してますけど、具体的に国との協議の中で、国も全体の優先順位とかその辺の考え方がありますのでですね。

荒牧委員長 私だけが何か妙なことを言っているのだったらお許してください。委員の皆さん方のご意見はいかがですか。

多分、新規事業評価って、そんなにあちこち、どこの県でもやっているようなやり方ではなくて、結構、佐賀県のユニークなやり方なんですよ、きっと。ユニークだと私は思っているわけ。だから、それを活かさない手はないと思うわけね。いわゆる県土づくり本部としては、公共事業はこれだけ厳しい評価を受けているときだから、これが一体どういう意味を持つのかということをお民の皆さんに示してほしいわけです。

そのときに私が直感的に思うのは、62個あって62個評価しました、「A・A・A」ですとかというのは、いくら何でも使い方を間違っていないかと申し上げているわけです。だから、そのときの説明として、今のことではなかなかわかりにくいので、もう少しわかりやすい仕掛けにさせていただきませんかというのが私のイメージです。

きょう、ここでやらなくてもいいと思いますが、また差し戻して言ったら怒られるかもしれないが、私が間違っていたら、委員の皆さん、教えてください。私が間違っているのであれば撤回しますけれども、どうもこういうやり方で最初、新規評価をつくったつもりはないのになということがあるものですから申し上げているわけですよ。こういう使い方をされるとちょっと困るなということがあるものですから。

古賀委員 私は、もちろん、そういう考え方もあるかもしれませんが、おそらく予算がどんどん変わっていくだろうと思います。つまり、今、臨時予算で組むようになっていきますけど、ああいうような問題がどんどん変わって行って、おそらく地方に新しい財源みたいな格好でやってくるだろうと思うんです。そういうときに、これはものすごく役立つんじゃないかなと私は思っております。

荒牧委員長 多分そうでしょうね。だから、これから、それから次のステップのところを見通して県がこれをつくられたことは評価しているわけだから、今の時代の中でこれを活かす方法をもうちょっと考えていただければありがたいなと思います。多分、そんなには

あちこちでやっているような仕組みには聞かないのよね。だから、きっとある意図がおりになって、透明性を増そうという形のところはいいんだけど、それがかえって何かこう逆の効果をもたらしてないかということを考えているわけです。これはこの次にします。すみません。これではちょっと私は納得できないなあ。

古賀委員 例えば、県でこういうふうに決めて、それで国と交渉するという、そういうふうにはいいんじゃないですか。そうしないと、わからないわけでしょう。国がこうやってきたからやりましたよみたいに言われると、多分違うと思うんですね。

荒牧委員長 私が言っていることも違っているはずなんですけど、それをもう少しわかりやすく説明していただいて。

古賀委員 こういうふうには評価しました、そして国の事業にかかわる部分はこれでした、そしてうまく調整ができましたみたいな、そういうことになるんじゃないでしょうかね、結果的に。そういうふうには私は受け取りました。

荒牧委員長 とにかく先生がおっしゃるように、これが自立してやるようになればいろんな仕掛けができるんでしょうけれども、おっしゃるように国との関係でやらざるを得ないということは、今の予算制度上やむを得ないので、その中で、しかもなおかつ、県民の皆さんにわかるような制度利用というのを考えていただけませんかということで、もうちょっと知恵を出してください。お願いします。

鶴田副本部長 要は、一番左のほうに 185 と数字を書いています。この委員会でご意見をいただいたマニュアルをもとに、今、現地機関の評価、1次、2次という形で進めているんですけども、その結果として、現地機関もマニュアルにある程度精通してきたという部分がございます、ここの数字が 67、67、67 というような形で整理していったということで、監視委員会でいただいたマニュアルに基づいてした結果ですよ。

荒牧委員長 これをつくるときに、私はこう言いました。「『ノー』と言ったところも出しますか」と言ったんですよ。すなわち、「だめだと判定したところもあわせて出さないと、あまり意味がありませんよ」と私は申し上げて、そのことについて「イエス」、「そうだ」と言われたんです。だから、私は、ノーが出るものだと思っているわけですよ。例えば、熟度が足りないとか。それはオープンにされないと言われたから文句を言っているわけです。

ですから、それが例えば 200 件あって 100 件採択されて、C のところが 100 件ぐらいありましたよというのなら、それは納得できるわけです。ところが、1カ所か 2カ所、C を無理やりつくったみたいに見えるから、最初、我々が議論したときと利用の仕方が違いませんかと申し上げているわけです。

ですから、多分、左側の C をつけたところを公開するか、しないかというところに問題があるんだと理解しているわけです、私は。そこを公開してくれるのであれば、私は何も文句言うことはないわけです。それが要望で上がった箇所であったり、自分たちで思いついた箇所であったり、だれかやりたいと思う人がいたからやったのであってもいいけど、

それを、「おまえがいくらやりたいと言ってもまだ熟度が足りない」ということでCになったかもしれない。だから、それがオープンにされるのであれば、なるほど、この箇所はまだ熟度が足りないんだとか要望した人もわかるし、全体の計画の中で、例えば佐賀県の施策の中で位置づけがまだ弱いと見られているんだということがわかるではありませんか。そういうことを、それを見て要望した人も理解をする。途中で門前払いをくらっていることになるからということをお願いしているんです。わかりますか。

すなわち、「Cをつけたところも出しますか」と聞いているんです。「出さない」と皆さんおっしゃった。それは何か違うんじゃないの、ということをお願いしているわけです。いいです。この次考えてください。もうちょっと考えてください。次にいきます。

## 1 事後評価について

荒牧委員長 次に、「事後評価について」に移りたいと思います。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 事後評価につきましては、この資料に基づきましてご説明をいたします。

県が実施します公共事業のうち、事業完了後、一定期間を経過した事業箇所につきまして、これはおおむね5年でございますけれども、評価を行いまして、事業効果、環境の変化、社会経済情勢の変化等について確認を行って、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価を同種同類事業の調査計画、実施中の事業、評価手法等に反映させることによりまして公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図ることを目的としておるところでございます。

しかしながら、事後評価の対象事業、完了後5カ年を経過した事業というのは、国庫補助事業、県単独事業、維持管理事業、災害関連事業等は除きますけれども、対象箇所が非常に多くて全箇所につきまして評価を行うというのは、この評価委員会の開催とか現地機関や関係各課の業務量等を勘案しますと、ちょっと不可能かなと考えておるところでございます。

このため、事後評価のこの資料の最初のページですけれども、事後評価項目ということでございます。一番右側の項目が評価監視委員会の審議評価項目ということで9項目ございますけれども、それを簡易事後評価ということで5項目にまとめまして、基本的にはこの5項目で全地区の評価を行って、AA、A、B、Cと項目ごとに4段階で評価を行うこととしまして、その評価した箇所全体の中から、事業の目的とか、効果の発現状況とか、環境への影響とか、地域住民との関わりなどの評価項目を評価しまして、新規箇所、継続箇所、同種同類事業へのフィードバックが見込まれる箇所について委員会で審議いただくということを考えております。

全体が91カ所、簡易事後評価を実施します完了後5カ年経過しました箇所が91カ所でございます。その91カ所につきまして、この資料の右側ですけれども、簡易事後評価ということで5項目のそれぞれにつきまして、AA、A、B、Cということで、次のページに掲

げておりますように評価をしております。

その一覧表についてご説明させていただきます。説明させていただきます点につきましては、「事業効果（波及効果）の発現状況」、「事業による環境への影響」、「施設の維持管理状況」、「地域住民等県民の意見」、「改善措置の必要性」の5項目のうち、事業が完了した時点でこういう評価を行った中でB評価と申しますが、直接的な効果はあるけれども、十分ではないですよという評価をしたものについて説明をさせていただきたいと考えております。

表を見ていただきますと、4番から7番につきまして、これは地すべり対策事業でございますが、地すべり対策事業の施設の維持管理状況が「B」ということになっております。

この施設の維持管理状況につきまして、地すべり対策事業につきましては、杭打工とか擁壁工等の抑止工及び地下水の排除工、地表水の排除工というのが地域内の広範囲に設置されております。このため、地域住民の方があまり寄れないようにフェンスとかで侵入防止等をしております。そのフェンス周辺の維持管理の状況が、草刈り等が未実施であったり、排水工、地下水を抜く工事をやっているんですけども、その排水を地域外へ流しますU字工、コンクリートで固めた水路に土砂の堆積が若干認められたりとか、そういうふうなことの理由であります。防災上は施設としては問題ないと判断しておりますが、そういう管理の状況が十分ではないということでB判定としているところでございます。

それから、16番のためいけ等整備事業の小柳、同じく17番の小井手でございます。この分の地域住民等県民の意見が「B」ということになっております。この事業は、河川に農業用水を取水する可動堰を設置した事業ですが、その可動堰が農業用水を取水するための可動堰でございますので、地域住民の方とのかかわりがあまりなくて地域住民の方の理解があまりされていないということでB評価になっているということでございます。

それから、18番、19番、これはクリーク防災機能保全対策事業ということで、18番が諸富、19番が諸富2期でございます。この事業は、諸富町内におきます農業用のクリーク水路ですけども、このクリーク水路の護岸が土水路であったものをコンクリートのブロックマットという工法で、植栽もできるような工法で護岸の保護をしたものでございます。

この事業ですけども、防災機能、のりが崩れて農地まで崩れることを防止する工事でございますけれども、受益者の方、農家の方は維持管理で利活用されておりますけれども、計画段階から非農家も含めた、連携を図った、非農家まで含めた利活用の検討、その農業用水路には、例えば生活排水等も流れ込んでいる状況だとか、生態系を保全するというふうな機能もございますので、地域住民の方にもそういう多面的な機能を理解していただいて、活用とか機能へのご理解がなされなておらずに、もっぱら農家だけの施設維持になっているということでB評価となっております。

それから、20番の海岸保全事業の七浦地区です。これは鹿島市の干拓地の外側の海岸を保全する事業ですけども、これが施設の維持管理の状況が「B」になっております。ここは平成18年の台風の波浪によりまして緩傾斜の階段部分に一部ずれが生じているとこ

るがございます。これは防災上、機能に特に影響があるというわけではございませんけれども、将来的に補修等の必要があるということで、維持管理、それから改善措置をB判定としているところでございます。

それから、21番の、これも同じく海岸保全事業、犬頭地区、これは玄海地区の海岸でございますが、これも地域住民等県民の意見が「B」判定ということにしております。これも農地海岸ということで、背後地が農地だけだということで、堤防から集落までの距離が500メートルと非常に長いということもございまして、地域住民とのかかわりが薄いということでB判定ということでございます。

22番、ほ場整備事業の飯田地区、これは鳥栖市の部分でございます。それと23番、これもほ場整備の兵庫西部、佐賀市の分でございます。それから24番、土地改良総合整備事業、これは現地を見ていただいたところでございますが、ここが事業効果（波及効果）の発現状況が「B」判定、事業による環境への影響が23番の兵庫西部が「B」、地域住民等県民の意見が22番が「B」判定ということにしております。

事業効果の発現状況の「B」判定でございますが、ほ場整備等の計画時点では作付体系を事前に計画しまして、それで効果等を出しておるわけでございますが、計画時から農産物の価格の低迷とか農家の高齢化ということがございまして、計画どおりの作付ができていないということで「B」判定にしております。しかしながら、担い手等の中核農家への農地の集積とか、当初計画していなかった作物等も、高収益のアスパラとか、施設もののナスとか、そういうふうな作付が行われておりますので一定の効果はあるということで「B」判定ということにしております。

それから、25番の水環境整備事業の三坂、これは農業水利施設を利用した環境的な整備をする事業でございます。嬉野市、旧嬉野町でございます。ため池の周辺部を公園的な整備をする事業でございます。これは施設の維持管理の状況が「B」ということで、これは県が作りまして、維持管理につきましては、財産等も一緒に町に譲与しているわけですが、町の維持管理がちょっと行き届かない面がございまして、散策路の防護策が破損したままで放置されているというふうな状況も見られておまして、維持管理の状況を「B」判定ということにしております。

それから、26、27、28、農免農道、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、これは農道事業でございます。藤ノ川内地区、霧差地区、岸山地区の3地区を挙げております。これは事業効果が「B」判定、環境による影響が「B」判定ということにしております。

この3地区ともですが、樹園地、ミカン畑を受益地としまして、ミカンの栽培、防除等のために農道の整備をしているところでございますが、ミカン価格の長期低迷ということがございまして、また、農家の高齢化ということで廃園、ミカン畑、樹園地として使っていない。それから、規模縮小等が見られて、当初計画しておったミカンの収穫量を下回っているということから「B」判定としております。山間地といいますか、中山間地を対象にやっておりますが、斜面を切っただけで片側モルタルというふうな工法でやっておりますが、

カットしました斜面にモルタルを吹きつけしたり、それから植物の種子の吹きつけをしたりしております。当時は在来種の吹きつけじゃなくて外来種の吹きつけ、日本固有の植物じゃなくて植栽がしやすい外国産の種を吹きつけたりしてありましたので、その分が環境への影響が「B」評価と。ただ、最近は環境を大前提に考えるということで在来種の種子を吹きつけておりますが、この実施当時はまだそういう環境への目が少なかったものから、そういうことで「B」判定ということにしております。

それから、29番から31番まで、これも農道の舗装事業でございます。池上地区、北茂安東部地区、牛屋地区の3地区ですが、池上地区と牛屋地区の効果判定が「B」判定となっております。ここでも計画時点での作付体系が農作物の価格低迷とか、先ほどの理由で計画どおりの作付ができていないというふうな状況にあるため「B」判定としているところでございます。

32、33ですけれども、これは通常の砂防事業でございます。大雨が降った時点で谷間から流れてくる土砂を止める、砂防堰堤といいます。小規模なダムを谷地につくっている事業でございます。砂防堰堤ができたことで周辺環境に及ぼす影響がないとは言えない。やはり土砂がたまったりしますから環境への影響があるということで環境影響が「B」判定ということにしております。

49番、50番は県営のダム事業でございます。横竹ダム、それから狩立・日ノ峯ダムですけれども、この分が環境への影響、地域住民の意見、改善措置の必要性について「B」判定にしております。

ダム事業というのは、ダムをつくる前に環境影響評価をやりますけれども、環境影響評価をやって周辺環境にできるだけ影響を及ぼさないようにということで、水没地域の希少な植物を水没地域外に移植したりするんですが、やはり多少の影響は出るということで環境への影響を「B」ということにしております。

それから、県でつくりましたダムですので県で管理しております。最近は地域住民の方による管理といいますか、周辺の草刈り等をお願いしたいということで地域住民の方への働きかけ等を行っているところですが、やはり地域住民とのかかわりが薄いということで「B」判定ということにしております。今申しました地域住民とのかかわりをもっと大きくするべきということもございまして、改善の必要性を「B」判定としているところでございます。

それから、51番、林道の開設事業でございます。林道開設事業の荒川～天川線、唐津市の巖木、七山の分でございますが、この分の施設の維持管理の状況、それから地域住民等県民の意見を「B」判定としております。これも県がつくりました後、町が管理を行っているんですが、山の中にございますので不法投棄というのが見受けられます。不法投棄等が行われないように看板を立てて啓発等を行っているところですが、維持管理の状況を「B」判定ということにしております。

それから、草刈りとか不法投棄の発見、通報等、地域住民の皆様にはお願いしていると

ころですけれども、連携がまだまだ少ないということで、地域住民等県民の意見等については「B」評価ということにしているところでございます。

あと残り91番までにつきましては、私どもが評価した中には「B」判定はございません。「A」か「AA」ということで評価しているところでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 こういう形で事後評価の箇所が全部で91カ所あって、これを1つずつ議論することは非常に難しいと思います。それはよく理解できますので、この中から、後で事後評価をお願いしようとしていますよね。そのときに選ばれたのが何カ所ありますか。

事務局 6カ所でございます。

荒牧委員長 これを選んだ選考理由みたいなものがありますか。

事務局 今説明しました91カ所の中から、事業の効果、環境の変化、社会経済状況の変化等について確認を行いまして、この6カ所を選んだ視点としましては、この評価をすることで、今実施中の地区とか、それから今後、新規箇所を実施するときにフィードバックがしやすいということを視点にこの6カ所を選定したということでございます。

荒牧委員長 ところで、この一覧表は、どう取り扱いますか。後の公開とか、それから、あとの6カ所の部分の公開の仕方は。まず、そこから確認しておきたいんですけど、どうされるんでしょうか。

事務局 事後評価全体の91カ所、それから6カ所の分、すべて公表をしたいと考えております。

荒牧委員長 ホームページに公開するというのでしょうか。

事務局 はい。

荒牧委員長 そうすると、6カ所はもっと詳細なデータが出てきますね。そのことについては。

事務局 それも公表します。

荒牧委員長 じゃ、少なくともここに出されているものについては、こういう資料はすべて公開されるということを理解した上で、問題は、91カ所もあるものを事後評価として、今、事務局のほうからご説明されたように、全体としてはこういう形で簡易評価をまずやって、問題だと思われるところ、それから、今後、この評価が次の新規評価とか新規事業とかに活かされるようなものを、判断はそちらのほうにお任せすることになると思いますが、選んで、より詳細な評価をこの委員会にかけていく、そういうやり方でよろしいでしょうか。これは初めてですかね、事後評価を具体的にやるのは。

事務局 従来は6カ所をこちらのほうで選定しまして、その6カ所について詳細に…。

荒牧委員長 それを、なぜこれを選んだかということまで含めて公開しようというやり方でいきますということですか。

事務局 はい。

荒牧委員長 よろしいですか。こういうやり方で進めていく、前よりは随分改善された

ことになるのかな。すなわち、透明性が増したということになるんでしょうか。そちらの側で選んだものだけを公開するのではなくて、一覧表をまず付した上で、その中からこれを選びましたという形で説明していただく。これは不当ではないかと県民の方から怒られたら、またそのときに考えましょう。「これはAとしているけど、そんなことないよ。あんまり役に立ってないじゃないか」と怒られる可能性もあるわけだから、それは公開しましょうということですね。

川本委員 質問になりますけれども、今、見た段階の中で24番、前回、鳥栖第2地区を拝見いたしました。これだけ事後評価ということをお聞きしていても、見ていると少しはわかりますけれども、ほかの箇所はわかりません。24番の鳥栖第2地区は、とっても丁寧にご案内いただいて、しかし、「B」というのがついていますね。これはほ場整備事業の後にこの事業が、土地改良総合整備事業というのがあるあって農家は大変だなと思いました。それでも評価が「B」という、効果が十分でないということが出ていますね。

この表をずっと見ていく中で感じたんですけど、もっと「B」とか、「C」はつけられないんですか。それから、道路に関しては、すべてが「A」ですよ。その辺は、これから財源が乏しくなる中で、道路はよくなって事業に対する環境への影響とかが、それは確かによくなる反面、交通事故がふえたとか、そういうこともあると思うんですね。それが道路になった途端にすべて最後まで「A」評価というのは、ちょっといかがなと思ったこと。

それと、「C」評価、「B」評価とかが出てきたほうがかえってわかりやすいような気がするんですね。「C」評価をつけたら、この事業は失敗ということになるわけですか。

事務局 この中で申しますと、「C」評価につきましては、事業効果につきましては直接の効果が認められないとか、ちょっとその事業を否定するようなことにもなる。

川本委員 事後評価というのは、ある程度そこも評価していこうという…。

事務局 もちろんそうですけれども、それが効果が全く認められないということになれば「C」評価はつくんですが、道路事業にしましても、ほかの事業にしましても、そこまで効果が見受けられないというものは、少なくとも対象の90カ所の中にはなかったということで考えております。

川本委員 さっき、改善措置のことで荒巻先生からお話がありましたけれども、なんかそういうことが、同じようなことを感じるんですね。

事務局 新規箇所評価と同じような…。

川本委員 はい。事後も同じような評価をしていくと、この委員会がどんなものかなみたいなのをちょっと感じるわけです。だから、私はもっと「B」がたくさんあっても。しかも、道路に限ると、「事業による環境へ影響」がすべて「AA」ですね。それはちょっといかがなものかなというふうに少々疑問に感じました。

荒牧委員長 道路担当の方、甘過ぎませんかという評価なんですけれども。自己評価が甘過ぎませんかということに対して何か言いわけがありますか。「そんなことはない」とおっしゃるのか。いかがですか。

川本さん、イメージとして、道路で役に立たなかったとか、評価が「B」 「C」になりそうなものというのは、どんなものをイメージすればそんなのになるんでしょうかね。

川本委員 「B」 「C」というか、せめて「A」でもいいと思うんですけど、すべてが「AA」ですよ。最高級のランクがついているということ。

荒巻委員長 環境への評価がですか。

川本委員 はい。

荒牧委員長 道路をつくって何か変じゃないかということは、どんなものが想像できますか。

川本委員 変というか…。

齋藤委員 ありますよ。この間も私、言いましたね。鳥栖で1つだけあるんですね。あれ、絶対失敗だということ。この間も私、言いましたよね。あれ失敗だから看板でもつけてくださいと言いましたけど、何の改良も改善もあってないです。どうしてああいう回りくどい四つ角をつくらなければいけなかったのか。あれは絶対失敗ですね。

荒牧委員長 鳥栖のどこにあるんですか。

齋藤委員 鳥栖のキューピーマヨネーズの裏です。県道から国道34号に出るところです。

鶴田副本部長 あれは見方がいろいろある、土地利用の面からいけばいろいろあると思うんですけども、34号の交通機能を極力落とさないようにということ。

齋藤委員 し過ぎじゃないですか、あれは。あれは非常に地元からも、それから来客からもクレームが出て、看板をつけてくださいということを言っていますが、その改善もあってないですね。どっちに出れば、どこに出るかというのが全くわからない。特に、プレミアムレットのほうに行く、全然知らない人はあそこを通ると全くわからないというクレームがついてますね。

荒牧委員長 市道、県道、国道との関係のところかもしれないので、そこは何か。

道路で、例えば皆さんたちの中で一番気になるのは、先ほど川本さんがおっしゃったように、すべて「A」 「AA」というのは本当かというときに、こういう変な道路というのはないですか、役に立ってなさそうな道路とか。

寺田副本部長 役に立ってないということは、プラス・マイナス・ゼロですよ。なかったほうがましというのはあるのか、ないのか。

荒牧委員長 例えば、タヌキしか通らんような道をつくったじゃないかとかよく言われるけど、林道をつくっている人は、いや、タヌキしか通らんかもしれんけど、作業にはちゃんと役に立っているんだと主張されるでしょうね。だから、皆さんから見て、なんか変な道路、役に立っているのかという道路というのはどんなもの言うんだろというのは、何かありますか、ないですか。

寺田副本部長 評価するのが、事業者が自分が自分でやるということですから、普通の感覚ではですね、ほかの人が、第三者がするんだったら…。

荒牧委員長 そのために地域の意見を聞かれているんでしょう。どうされているんです

か。

事務局 それは確認しております。

荒牧委員長 担当者の方は、地域の意見を聞いて、その証拠は残っているんですか。証拠というか、インタビューとかアンケートとか。

事務局 インタビューはしているけれども、それを…。

荒牧委員長 記録に残してあるんですか。

事務局 記録には残っていると思うんですけど、それは確認はしておりません。

鳥井委員 今、道路の話から、評価のこの表からすると、26番と27番の農道は「B」評価になっているんですね。さっきお話を聞いていると、高齢化によってとか、ミカンの価格の低迷とかで「B」評価になりましたよとおっしゃったんですが、これ、もともと5年後ぐらいで評価対象に入ったということでありましたので、例えば、高齢化というのは、現在つくっていらっしゃる方が5年後にこの歳というのは想定できていて、それでもつくるといのはどうなんだろうと。例えば、10年後、20年後ぐらいだと、もうちょっと頑張ってくれると思ったんだけどということならわかるんですけど。だから、この評価とすれば非常にいい評価なのかなというふうに思ったんですね。

これ、「B」評価をつけたから、じゃ、この農道はつくらないとか、そういうふうに対策は考えていらっしゃるんでしょうか。ある程度の予測を立てて、これくらいになったらもう公共事業としてはしないほうがいいんじゃないとか、ある程度の基準みたいなものができていないと同じことの繰り返しで、うちの近くにも確かにあるんですね、大和町にも。今までたしかこの道って、年に1回の小さなお祭りのために土の道路を上げて行ってたんですが、いつの間にかきれいな道路になっていたんですね。通ってみると、私たちにとって何も利便性はないんですよ。多分、ある一定の人たちのためだけにつくった道路としか思えない道路があって、確かにミカン畑が幾つかあるから、そのためにつくられただろうと。でも、ミカン畑もなくなっているんですよ。だから、この基準がどんなふうこれから変わっていくんだろうかと。

ここでは、「事業による環境へ評価」ですかね、ここは先ほどモルタルのところには外来種の種子を植えられていたのを在来種に変えられたというのは、これは気づきだからとてもいいことだなと思ったんですけども、どうしても発現状況のところの基準が見えないという、そのあたりについて。

事務局 事業完了後5カ年で環境の変化が大きくあるのかという1点につきましては、農道事業につきましては、1年、2年で終わらない26、27、28の事業です。この事業は着工してから完了するまで5年から10年ぐらいかかっているんですね。ですから、計画時点からしますと、やはり10年から15年ぐらい、計画時点から現時点では時間がたっているという状況にあります。ですから、5カ年という短いスタンスじゃなくて、まずは15年から20年ぐらい前に計画しているものを、今、事後評価しているということで、それだけの時間的な経過はございますというのがまず1点です。

それから、計画につきましては、基本的に農道につきましては、将来の農業の状況、ミカン園が今後は少なくなるよとか、例えば、ここの作付は水田じゃなくて別のものをつくりますよとかいう将来の状況を予測して計画を立てるべきでありまして、実際、そのときもそうやっているんですよね。ただ、やはり農業情勢というのがころころ変わっておりますので、その時点で現時点を想定するのが非常に難しかったということがございます。

ただ、今後の佐賀県にとりまして農業がないということはございません。今後の農業の情勢を勘案した上で必要なものはつくっていくという状況になっております。ただ、無駄なものはつくりません。必要のないものはつくりませんという状況にはあります、県の財政的な状況もございましてですね。

鳥井委員 それならいっそですね、先ほど川本先生がおっしゃったように、「C」評価をきちんとつけて、とりあえず今はやるつもりだから、農家の方も道路をつくってほしいと要望されると思うんですが、今後、子供さんにおいても、もしかすると、うちの子は継ぐような感じじゃないことがわかっていながら、今の自分の現状だけであるようなことではなくて、やっぱり「C」評価をきちんとつけたりすることによって、農家の皆さんの意識が変わると思うんですよね。そういう甘い評価ではなくて、きちんと厳しい評価を皆さん方もされないで、公共事業のところは変わらないんじゃないかなと、そういうふうに思います。

牟田副本部長 道路事業のところでは環境のところは「AA」に全部なっているんですが、ちょっとやっぱりご指摘のとおり、環境が生活環境、自然環境、社会の環境と一緒に評価しているんですね。道路は、もともと生活環境をよくする事業ですから、よくなったというのは当たり前のお話であって。その反面、自然環境がいくらか壊れているだろうというところの評価がしにくいような評価の仕方になっているから、こういう結果になっているんじゃないかと思えます。

荒牧委員長 「AA」のところですね。

牟田副本部長 だから、ここはもうちょっと次回から環境への影響というものの評価の仕方を少し工夫を。

川本委員 これからは、つくる道の選択が要ると思うんですよ。そういう中で全部が「AA」が出てくると、どの道を切り捨てていこうとか、切り捨てとか、今、ヒートアイランドのことも言われていますし、いろんな道に対してのことがあると思うんです。便利にはなるでしょうけれども。

寺田副本部長 私がこう言うのもあれなんですけど、「道路ができてから看板のふえてみたんうなった」とかというのもあるでしょうし、開発が進んであちこち環境が悪くなったというのもあるでしょうから、その辺のところをもうちょっとやり方を変えてしないと。

中村部長 それと、道路は単位が小さいんですね、何百メートルという単位だから。道路はやっぱり何キロもつながって道路ですので、本来の効果はですね。単位が非常に小さいところでとっていますので、そこだけの環境と言われてもなかなか評価しづらい点もあ

と思います。それでやっぱり書かざるを得なくなっちゃったと、そこら辺もあると思います。

荒牧委員長 先ほどおっしゃったような皆さんの意見から見て、例えば、もう少し細かく分割すると、例えば「C」評価をつけざるを得ないところがあるけれども、こっちとこっちでやると平均して「A」になったとか、平均して「B」になったということにとまっているのかもしれないというご指摘のようですので、もう一段工夫してもらえれば、やり方として簡易評価をやった後で事後評価、個別評価を数力所にわたってもうちょっと詳細に行って次の事業に活かすというやり方でいくということでは、基本的によろしいですか。そこら辺はいいとして、もう少し身内に甘くならないように、平均して「B」になりましたということだけじゃなくて、もうちょっと細かい評価をしたほうが、むしろつけやすい、「C」まで含めてね。そういうことを少し、先ほど出たように、看板が突然ふえて薄汚くなっちゃったというようなことがあるのであれば、それはそういう評価もあり得るでしょうから。うちの学生さんたちみたいに、「看板がいっぱい出ていると賑やかでいいです」というような評価をしがちな若者がいることも留意しながら、どうすればいいのかということをやっていたらと思います。

村田委員 評価を見ながら説明を聞きまして、この「A」、「B」評価は一貫して何も意見はないんですよ。ただ、「C」が全然ないということが何か違和感があるといいますかね。多分、ひょっとしたら原案をつくられるときは「A」、「B」、「C」で原案をつくられたのかもしれない。ただ、「C」があるとおかしいというご意見が出て、ワンランクずつ上がったからAAというのができたんじゃないかなと。「AA」というのはどうもおかしいと思うんですよ。つまり「A」、「B」で「C」があったって、「D」はだめでしょうけどね。大学の評価だって「A」と「C」は合格なんですよ、「D」からだめなんですよ。だから、ことしというか、今回はこれでいいですが、また一工夫されて、「AA」はどうもおかしいのではないかという感じがするんです。「A」、「B」、「C」があっても、「D」はだめだと。

荒牧委員長 「A」、「A」、「A」というと、めちゃくちゃというイメージがあるから、めちゃくちゃよい評価をつけたかったのねという感じになるから、「A」、「B」、「C」、「D」みたいな言い方をすると、普通の方の評価なのかなというのがさっきから出てるんですね。

ほかに何かありませんか。よろしいですか。 それじゃ、このやり方でもうちょっと工夫して先ほどおっしゃったようなことをやって、事後評価というのは非常に数が多いです、中村さんのほうからも話が出ましたけれども、細切れにやっていいのかどうかという部分の考え方もあるでしょうから、もう少し工夫をして。ただ、このやり方で事後評価をやって、単純に表だけでやるのではなくて、個別もいくらか見ながらやるというやり方でやらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

### 3 再評価地区諮問

荒巻委員長 それでは、これから先が実際の、再評価というのは法的に義務づけられて

いるんですか。

事務局 法的に義務づけられているということではありません。

荒牧委員長 事後評価というのは、佐賀県独特のスタイルですよ。だから、これは今から工夫し、工夫し、工夫しながら、県民の皆さんに公共事業の後評価をきちっとやりましょうという意図で出てきたことで、これは非常にユニークな方法だと思うから、やり方のサンプルがないというか、例示するようなことがないので、自分たちでどうやっていこうかということは今一生懸命考えているところだと思います。再評価は、長い間やってきた。今回、再評価地区の諮問というか、こういう形のものを再評価をお願いしますということ、これ、法的ではないと。再評価というのは、今、どこでも公共事業についてはやらされているんじゃないですか。5年以上とか10年以上とか、それは位置づけは何でしょうか。

事務局 やはり事業の必要性とかを、事業着工後、一定期間を経過した時点で、その必要性について周辺の環境の変化とかで本当に必要なのかということを再度検証をすると。

荒牧委員長 それを実際に実施されている自治体、あるいは国なら国が自主的にやっているということですか。

事務局 そうということですか。

荒牧委員長 わかりました。

それでは、3番目の再評価地区諮問について、1つずつやっていきたいと思います。

都市公園事業1カ所、広域基幹河川改修事業1カ所、この2カ所について再評価を皆さん方をお願いいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

〔都市公園事業 吉野ヶ里歴史公園（まちづくり推進課）〕

説明者 まちづくり推進課の副島でございます。本日、再評価をお願いいたしますのは、皆さんご存じの吉野ヶ里歴史公園でありまして、国営公園と県営公園の両区域でやっております。今回、当委員会をお願いいたしますのは県営部分の再評価をお願いしたいと思っております。国営につきましては、国のほうの再評価委員会にかかるようになっております。

まず、概要でございます。

吉野ヶ里公園の位置でございますけれども、ご存じのとおり、市町村が合併しまして吉野ヶ里町となっております。こちらは神崎市となっております。この行政堺のところがございます。

全体区域は117ヘクタールございまして、計画決定されておりますのは、この117ヘクタールでございます。

主要な遺跡部分は、国家的重要な遺跡等にかぶせられる口号公園としての国営公園でございまして、その周辺を取り巻くような形で遺跡を保全する目的でつくられているのが県

営公園部分でございます。

基本的なテーマは、「弥生人の声が聞こえる」ということで、遺跡の保存と活用を主に、あとはいろんな情報発信だとか国際交流の拠点というふうなことで活用していくことにしておるところでございます。

全体的なゾーニングでございますが、入り口のエントランスゾーン、それから環濠集落ゾーン、ここは主に遺跡を復元したり弥生のときの住まいもしくは耕した耕地あたりを復元しているところでございます。それを取り巻くように古代の原ゾーンでありまして、主に公園を利用される方がレクリエーションに使われているゾーンでございます。こちらはもう1つのゾーンの古代の森ゾーンということで、この4つのゾーンから吉野ヶ里公園は整備してくこととしているところでございます。

整備の概要でございますが、下のほう、着色している部分が整備が完了したところでございます。現在まだ事業をやっておりますのが、この古代の森ゾーンでございます。県営部分の全体事業費は約223億円ございまして、平成18年度末までに164億円を投資しております。最終事業年度は27年度を見越しているところでございます。

現在の整備状況でございますが、特に重要な遺跡ということでございまして、今年度開園しました「南のムラ」、それから、ことしの1月に開園しました北墳丘墓の覆い屋をつくって遺跡の本物を見せているところがございまして、こういうふうに遺跡の部分につきましては弥生を思い起こさせるような整備をやっているところでございます。

一方、それを取り巻く遺跡を保全する区域、これは県営公園区域でございますが、こういうふうに主にイベント等に使われているところでございます。

また、そのイベントの内容でございますが、特に弥生時代を彷彿とさせるということでいろんな体験ができる、もしくは衣装を貸し出す、そのようなイベントにも取り組んでいるところでございます。これは、火を起こしたり、勾玉をつくったり、子供たちのいろんな体験学習といいいますか、公園を通して弥生の時代はどんな生活だったかということを経験させるイベントの一つでございます。

入場者数の推移でございますが、事業着手しまして第1次開園が13年度に開園いたしました。その13年度には68万人の方がお見えになっておりましたけれども、少しずつ減少傾向にございました。しかしながら、整備内容がだんだん充実するにつれまして、18年度は57万人、19年度の2月末時点では対前年度比3万人を上回るというようなことで伸びているところでございます。

これが今後整備をしていく予定の古代の森ゾーンです。植栽が一部終わっておりますが、その部分の現況の写真でございます。

費用対効果でございます。これは50ヘクタール以上の広域公園でございますので、同種同類の公園の利用半径がどれだけあるか、それから公園の魅力度がどうあるかということで、19年度にマニュアルができて、それに基づきました算定をいたしましたところ、コストに対するベネフィット、いわゆる費用対効果は2.12となっているところござい

す。

本日は、継続事業としてぜひご判断お願いしたいと思っております。その理由につきましてでございますが、一つは、遺跡周辺の環境保全と、歴史公園としての機能の充実を図るために、国営公園と一体となって歴史公園として整備しております。国で遺跡のほうを整備されますので、それを取り巻く環境として県営公園区域を整備しております、全体で吉野ヶ里公園でございますので、ぜひ整備をさせていただきたいということが一つでございます。

それから、佐賀における観光地のメッカとなっているというようなことで、今年度、韓国と佐賀県でタイアップしまして、日韓交流事業として「吉野ヶ里展」を韓国と当博物館で行ったところでございます。そういう意味で国際的な交流や情報発信拠点としての重要な役割を担っておりますので、その理由でもぜひ継続をお願いしたい。

それに、平成 18 年度からは、実は指定管理者制度を導入しております、民間の方に管理、運営、その他をお任せしております。そういうことの効果もありまして、利用が徐々にではございますが、伸びてきている状況でございます。今後、さらに公園の整備を進めること、それから効率的な運営をやっていただくことで県の誇れる公園になるというふうに思っておりますので、ぜひ継続をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明について、何かご質問はありませんでしょうか。

齋藤委員 今、18 年度までに 164 億円の予算を消化しているということのようですが、この予算の使い道というのはハードな面だけですか。何を言いたいかということ、年々減少している傾向にあるという一つの大きな要因は、私どものリサーチによりますと、日陰がない、中が遠くてご年輩の方々は、見たいけど奥まで行けない、そういったクレームがかなり出てまいりました。

今後、これがまたずっと整備されて奥までいくとすれば、中を走るバスが、高齢者の方々も非常に興味があると思うんですね。でも、リピーターが少ない、ご年輩の方々がですね。というのは、やっぱりきついんです、夏は暑いんです。ですから、そういうものをもっとソフト面を改良、改善していけば、もっと入園数は上がると思います。ですから、その辺を国と県がどういうふうな絡みでソフト開発をされていくのかということを一度お聞きしたかったんですね。

説明者 実は、もうバスは走っております。園内の無料バスが毎日走っております。

齋藤委員 園内をですか。

説明者 はい。走っております、遠いところ、例えば北墳丘墓、確かに 117 ヘクタールということ、もう地平線が見えるんじゃないかというくらい遠うございまして…。

齋藤委員 一番奥にバスは行っていますか。

説明者 まだ行っておりませんが、北墳丘墓のところまでは行っております。

齋藤委員 私ども、一番奥でイベントをしていたものですから。

説明者 そういうご要望に関して、指定管理者に委託をしたということで、そういうソフト面のサービス、管理運営面でございますが、サービスを図らせていただいております。

齋藤委員 もう1つ、あそは本当に広々としてすごく効率のよいイベントスペースだと思うんですけども、その認可がなかなかおりない、おりにくいそうですね。使用するための条件とかあって、一般の方々が地域の交流事業としてあのスペースを使いたいということに対して基準が非常に厳しい、そしてなかなか認可がおりないというふうなこともありました。その辺についてどうでしょうか。

説明者 これも指定管理者の導入の成果だと思いますけれども、なるべく多くの人に使用していただきたいということで、最低限、都市公園条例で禁止されている行為を除いては、できるだけハードルを下げ使っていただくような方向で今取り組んでいるところでございます。

齋藤委員 じゃ、今後は使いやすくなると。

荒牧委員長 いつから民間の指定管理者に。

説明者 18年度からです。

荒牧委員長 ほかに、どうぞ。

鳥井委員 私は、結構、お友達が県外から佐賀に遊びに来てくれるんですけど、「吉野ヶ里に行ったことがないので行きたい」とよく言われるんですけど、私は何度も足を運んでいるので、毎回、子供を2人連れて560円払わないといけないことがちょっと辛かったりするんですね。長時間滞在型ならいいんですが、吉野ヶ里を見たいという、男性のお客様ですと仕事の合間にお連れするということがあったら1時間程度なんですね。そのたびに私も毎回お金を払う。何でもいいんですけど、月に1回でもいいんですが、広報誌とかにサービス券を1枚つけてくれるとか、何か少しないかなと、私はそのように思っているんですね。お連れしないといけない立場だと、毎回毎回お金を払って行くというのは、みみっちいことを言っていますが、佐賀市の本丸歴史館のように無料のところへずっと連れて行ったりするんですね。夏場は、暑いし、焼けるとか思ったりしてですね。何か県外から来られたときのお客様を簡単に連れて行けるようなあれがあればいいかなんて、そのように思っておりました。

説明者 有料、無料の考え方はここではなかなかお答えしづらい。おいただきした入場料につきましては、サービスに使えるようにということでやっておりますのでサービスの向上でお返しさせていただくということをご理解をしていただきたいと思います。

鳥井委員 サービスの向上では、あと、子供たちがよく遊びに行くんですけど、私は、フロリダのヨサミタ公園がすごく好きで、あそこはリスとかの小動物がたくさんいるんですね。吉野ヶ里で歴史を感じるのもいいんですが、何となく鳥しかなくて、小動物が何かの形でいると、動きがあるものに子供たちは引かれるので、子供につられて私たちも行きたくなくなるような、そういう空間づくりがあってもいいのかなんて、整備の面が難しい

かもしれませんが、その1点も配慮していただければなと、そのように思っています。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

ほかにどうぞ。

古賀委員 説明の中に、いわゆるB対Cの算出に関してですけれども、直接利用価値と間接利用価値というのが出てきて、これはおそらく収容法の考え方を導入するために入れただけでしょう。つまり環境等々にプラスになる部分についても評価するという、そういうことなんでしょう。

説明者 公園の役割上、公園を直接使われる方、要するに、吉野ヶ里を見に行きたいだとか、吉野ヶ里で遊ぶとかという直接部分と、災害時の避難地になるというのが間接効果的に...

古賀委員 それは27%ですね。だけど、環境のほうが四十何%でしょう。しかし、考えてみますと、入場者が多くなればなるほど車は多くなるし、人が多くなりますね。そうするとCO<sub>2</sub>が余計出るわけですね。そういう計算はしないんですか。これは一方的な計算のような気が私はしてしょうがないんですけど。ここで言ってもしょうがないことかもしれませんけれども。

説明者 ベネフィットの考え方は、公園の統一的な、全国で広域公園といいますと県に1つ、もしくは2つ、福岡あたりはちょっとありますが、そういうふうな数少ない公園でございますので、ここ独自のベネフィットを算出するマニュアルというのはなかなか難しゅうございまして、国でつくられておりますマニュアルを使わせていただいて...

古賀委員 おそらく国から言われて、その部分を変えろというふうになったわけでしょう。ただ、国の基準というのが果たして正しいのかどうかですね。例えば、国際的に言われることで、日本では森林が非常に多いからCO<sub>2</sub>は森林が吸収していくということは、全世界的にあんまり認められてないですよ。どれだけ出てくるかというのがまた正確なものではないし、しかし、排出するほうというのはある程度わかるわけですね。

だから、ここらあたりは国のあれだから正しいというふうには言えないのではないかと、この疑問を私は持っているんですけど。それでこういう計算をしますと、これは当然高くなりますね、B/Cは。だから、そういうふうな計算の仕方ですと果たしていいのかどうかということをちょっと疑問に思います。

それから、50年間は維持管理費の合計を費用の中に計算されていますが、さっき言われた入場料だとか、そういうものはどういうふうになっているんでしょうか。

説明者 入場料はカウントしておりません。

古賀委員 例えば駐車料金とか徴収しますね、そのお金はどうなるんですか。

説明者 このB/Cの中にはカウントしませんで。

古賀委員 それはそうですね。

説明者 コスト、入場料とかというのは財源的な話になりますので、コストはトータルこれだけかかりますと。駐車場を整備する、もしくは維持管理していくということの費用は

出しますけれども、それが財源的に県の金なのか、入場料なのかという内訳的なことはB / Cの中では特に配慮しておりません。

古賀委員 50年間はあれされているんですが、その後は、公園自体で維持管理ですよ、収支計算をやらなきゃいけない。そういうことまで考えて、これから経営のことも考えていかれるべきではないかなという気がしておりますけれども、考え過ぎでしょうか。

説明者 おっしゃることは十分わかりますので、より効率的な運営とかサービス提供に努めていきたいというふうに思っております。

荒牧委員長 ほかに何かありませんか。

川本委員 急に10万人ふえたというのは、どういうことで10万人ふえたんですか、入場者が。整備されたからということですけど、10万人もふえたというのは韓国展をやられたりということですか。

説明者 一番大きな要因は、19年度の3万人は高校総体が要因です。18年度は、いろんな整備が整ってきたということだろうと思います。それと、指定管理者によるイベント開催の頻度が多くなったというようなことです。

池田本部長 みどりの市ですね。

荒牧委員長 森林公園からあそこに移って、今やってますね、1カ月間。

川本委員 私はいつも東口から、さっき鳥井さんがおっしゃったように、案内して行くんですが、東口のほうの駐車場に止めて入って、あの辺、くるっと見てすぐ出てくるんですよ。今回、西口のほうから公園に入ったら全然眺めが違って、いいなと初めて思ったんですよ。以前は吉野ヶ里、取材とかで行っていましたが、あのころからすれば今はあんまり魅力ないなと思って、本当に県外から来る人を連れてぐらいしか私は行きませんが、今回、西口から入ったら全然違ってですね。それから、キエ公園ですか、ああいうところはぜひ、今度、小さい子が来たら連れていきたいなと思いました。

それで、さっきからCO2とかの話があっっていますが、少し滞在時間を、今後、経営とかも出てくるでしょうから、滞在時間を延ばして、館みたいな、ああいうものは見なくても公園だけでも利用する佐賀県の人たちをもっとふやすということも必要じゃないかなと思ったんです。それで東口の駐車場と西口の駐車場の料金、さっき鳥井さんがおっしゃったけど、何人も案内すると、料金も結構高いし、駐車料も取られるし、子供を連れて行くようなときは、公園のほうに近い西口の駐車料が少し安いとかですね。そしたら向こうから入っても結局は何とか集落のほうに行くと思うんですよ。あの辺歩いてみて、とっても素敵でしたよ。そういうことも経営の中にはもっと入れていかれて、そして、10万人がなんでふえたのかなと。

今回、見学に行かなかっただけなら全然知らなかったですね、西口から見た眺めがあんなにいいとはですね。だから、もっとそういうのんびりしたところも今後、吉野ヶ里公園としてアピールされたらどうかなとつくづく思いました。それで、駐車場の料金が少し、せめて県民の人が西口から入ったときには100円安いとかですね、そういうことも必要じゃない

かなと思うんですけども。

説明者 ぜひ数多くご利用いただくために年間パスポートも準備しておりますので、ぜひそんなものを利用していただいで数多く行っていただければ助かります。

荒牧委員長 お願いします。ソフトバンクホークス方式だそうですから、年間指定席をお買い上げいただくと何回でも。

川本委員 どうしてもお墓みたいなイメージが強いですね、連れていくときに。だから、西口から入ることをもっと宣伝されたらどうですかね。

齋藤委員 北から入ったらもっと遠いですよ。北から入ったらどこまでも。

古賀委員 エリア地図を見ますと、福岡県がものすごく多いですね。実際にここに来ている人たちの県別というのはわかりますか。

説明者 一番多いのは福岡県で40%弱です。

古賀委員 もうちょっとマーケティングをやったら、もっとたくさん人が来るんじゃないかという気がします。佐賀県のお話もありましたけれども、県民の方は当然行かれると思いますけれども、近いところの人間は遊びに行くところも少ないし、1日楽しく遊べればということがかなりありますので、もう少しマーケティングを考えたらどうでしょうか。

荒牧委員長 このことで吉野ヶ里公園を継続するなという意見は多分ないと思うんですけども、いろいろ注文がついているところをみると、もうちょっとちゃんと運営してよということがあるんだと思います。

1つだけ私のほうから質問させてください。この事業費233億円の中には博物館は入っていますか。

説明者 入っておりません。

荒牧委員長 なんで入れないんですか。

説明者 1つは、都市公園の施設ではございますけれども、公園整備ではなくて文化庁の…。

寺田副本部長 公園事業としてするものじゃないからということです。公園施設ではあるんですけど、公園事業で整備するものじゃないから入れてないということです。

荒牧委員長 わかりにくいよね。もう少しトータルとして公園事業費として。それはブ口の世界ではそれでいいのかもしれないけれども、吉野ヶ里で一番欠けているのは、その機能ですよね。それは県がやると約束をしてスタートしたと聞いていますけれども。それは、例えばこういうことを議論するときには予算がどこから出ているかではなくて、県としては、トータル事業として何が幾らということを出して、その費用分担をどこでやるかということとはどちらでもいいんですけども、それを出してもらわないと、多分、この中には入っていないなと思って聞いてました。なぜかという、少なくとも佐賀県庁は博物館は100億円でまだイメージしていると思いますけど、吉野ヶ里公園に決定的に欠けているのは、この前、韓国との共同展をやりましたよね。あのとき受けた衝撃というのはすごく、ものすごくよかったじゃないですか、僕はそう感じました。しかし、あれを現地

で見れないというのは絶対間違ってますよ。あの感動みたいなものをその場で見れない。皆さんから偽物の話が出たけど、いわゆるレプリカをいっぱいつくって出すということは大事だけど、それよりもっと大事なのは、佐賀県の人たちがこれまでずっとあそこを発掘し続けてきた成果、いわゆる考古学上の成果、学問的な成果、いろんな成果がどこでも見れないということです。例えば、楼門だとか何だという説明は書いてあるけれども、それは10回ぐらい行かないとトータルとしては勉強できないというぐらいのものをつくらないと、あの施設は巨大な空白、虚みたいなものだという気がしてしょうがないのね。やっぱりそこに知的なもの、あるいはこれまで蓄えられてきた佐賀県の考古学上の資産がちゃんと展示されないと、僕は、あの公園は無駄なような気がするわけです。

それで、もしも県がお金がなくなったよということであるならば、もう一度、国に泣きついてでもつくる。メンツを捨ててもおやりになればいいのになと思いますね。もう国がなくなっていますからと言われるかもしれないけど、やってみる価値はあるじゃないですか。

私は、古代の森のほうの委員をやっていましたけど、すごく素敵な意見が出ていました。かなさき先生という考古学の長老から、「成長する博物館をつくりませんか」という提案が 있었습니다。イスラエルに、こつこつと何年もかけて、何十年もかけて博物館をつくっている場所があるそうです。一遍に100億円とか言うから、みんなびびっちゃって、財務担当の人は「ばかなことを言うな」と言うでしょうけれども、例えば、10年で10億円ずつという話は変わるんじゃないですか。そうやってでも全部で50億円、50年かけてやると決めれば、じわじわと、私は今、有明海にのめり込んでいますけど、吉野ヶ里に有明海を展示するものをつくりたい、あそこから有明海は始まったからというイメージを持っていて、50年後でもいいから、一番ラストでいいからつくってほしいと思うんですよ。

だから、アピールされるときには、ここの中に博物館の分を入れて、それがまだできてないことをぜひアピールしてくれませんか。皆さん、今、縮み上がり過ぎですよ。箱もの行政批判というのに対して。箱ものというのは無駄なものを言うのであって、こういう知的な空間をつくるのを箱ものとは呼ばない。いわば図書館なしの学校をつくっているみたいな感じがしますね。一番最初にあるのは、世界じゅうから集まった知的な資産を本という形で蓄えていくのは、学校をつくる時に最初にやるべきことでしょう。それがいいような気がしてしょうがないので、多分ないなと思いながら聞いていました。だから、今何が一番欠けているのかということをおわかった上で議論をしていただければありがたいなと思います。これは私は委員会の席上でも申し上げましたけど、まだ無視されていますので、何らかの形で言おう思っていたら、きょうは吉野ヶ里が出るというので張り切って、きょうは20分前からここに座っていました。それを言いたかったわけです。すみません、余なことを言いました。

では、継続という形で進めさせていただきたいと思います。これを継続するなという意見ではありませんで、もっと充実して継続してねというつもりで申し上げております。

どうもありがとうございました。

それでは、次の事業に移らせていただきます。

〔広域基幹河川改修事業 有田川地区（河川砂防課）〕

荒牧委員長 次の事業は、広域基幹河川改修事業、有田川の事業についてお願いいたします。

説明者 よろしくお願いいたします。河川砂防課の原でございます。では、有田川広域基幹河川改修事業の事業再評価について説明させていただきます。

まず、事業目的でございます。河川の整備を行うことによりまして浸水被害を軽減することとでございます。有田川では、昭和42年に大きい水害がありまして、近年では平成2年7月、洪水で家屋が55戸程度浸水するという被害が発生しております。このような浸水被害を軽減することが目的でございます。

事業概要について説明いたします。

まず、1としましては、下流が伊万里湾の河口でございます。上流が伊万里市から有田町に入ったところまで、全長で約4,700メートルの区間でございます。全体事業費が約154億円、事業期間は昭和43年から平成26年までを予定しております。計画流量は1,250トン、河川の安全度は50年分の1ということになっております。整備の内容につきましては、掘削・築堤・護岸、樋管、橋梁、堰の整備で、現時点で残っているのは下流部の河道掘削とMRの橋の補強でございます。現時点での費用対効果は1.04となっております。

事業の進捗状況でございます。これは航空写真でございますけれども、伊万里湾から有田町に入った全体延長が4.7キロですけれども、このうち堤防の整備、護岸の整備はすべて終わっております。残っているのは下流部の河道掘削、それと松浦鉄道の橋の補強が残っているという状況で、平成18年度末で事業費ベースで約85%の進捗率となっております。

費用対効果でございますけれども、総費用につきましては、治水施設の整備の費用と維持管理に必要な費用の合計で算出しております。便益につきましては、治水施設の整備による浸水被害等の軽減等で算出しております。結果は、ここに内訳を書いておりますけれども、現時点での費用対効果は1.04という数字でございます。

次お願いします。環境調査についてです。この河川は下流部の河道掘削をするということで環境調査をしております。有田川下流部は自然が非常に豊かでございます。そして干潟を形成している状況で、平成16年度に調査に入ったんですけれども、魚介類とか底生生物の生息を確認しております。中には絶滅危惧種のハクセンシオマネキ、これはカニの一種ですけれども、確認されているという状況でございます。

今後、本格的な掘削を行う前に、平成17年度に試験掘削、仮掘りをやりました。目的としては、掘削することによってどんな影響があるか。掘削後に生物が戻るのか、戻らないのかということ調べるために行いまして、18年度、19年度にはモニタリング調査を実施

しております。この結果ですけれども、戻り等については「おおむね良好」という判断をしております。20年度以降、工事をやりながら調査は引き続きやりたいと考えております。

次お願いします。モニタリング調査の内容ですけれども、確認された魚介類のおおむね8割相当、現時点での8割相当でございますけれども、個体数が確認されております。先ほど言いました絶滅危惧種のハクセンシオマネキも戻ってきているという状況でございます。全く影響がないとは言えないんでしょうけれども、掘削を一遍にやるということじゃなくて、段階的な掘削、手段は今後検討する必要があると思いますけれども、生物の保全等については、保全可能と判断しております。

次お願いします。底生生物のモニタリング調査の結果でございます。これも同じようにおおむね、全然影響がないというわけではないんですけれども、8割相当は帰ってきているという結果になっております。

次お願いします。これは被害状況の写真です。平成2年7月の洪水時です。平成2年は大きい雨が降って、このときは連続雨量が約700ミリ、時間雨量で言いますと75ミリ程度雨が降って浸水被害、55戸という被害が発生しております。実は、平成18年に伊万里地区で大雨が降っているんですけれども、たまたま雨の方向が北を・・・ということで、有田川のほうには大きな被害は出ていないという状況でございます。

次お願いします。これは下流部の干潟の状況でございますけれども、こういうふう干潟があります。右下に書いてありますが、一遍に掘るとなかなか戻りが難しいだろうということで、学識の先生、佐大のひが先生とかに聞いて、一遍に掘るんじゃなくて、初めこっちを掘って、こっちに戻しながら次を掘るといような段階施工といえますか、そういうようなものを教授願って、こういうものを基本に今後施工をやっていこうと考えております。

次お願いします。これは上流部の完了区間の写真です。旧来型の河川護岸をやっているんですけれども、それなりの自然は残っているかなというような感じでございます。

今後の有田川広域基幹河川改修事業の継続ですけれども、継続を基本に考えております。河川改修の効果として、治水安全度の向上を図るといいうこと、災害防止ができるということ、地域住民の安全・安心といえますか、地域からも早期完了という声が上がっておるところでございます。

簡単ですが、以上でございます。よろしく申し上げます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

古賀委員 簡単な質問ですけど、これは19年度に終わる予定だったわけですね。それが延びていますね。その理由は何ですか。

説明者 19年度に終わるといいうことで再評価を受けています。ただ、そのとき、先ほど言いました環境調査をやってなかったという状態で、その後、16年度に、こういう掘削をすることによって、干潟に生物がいますから、ある程度調査をする必要があるだろうとい

うことがあって、この調査に3年かかってしまったと。今後、下流部は約30万立米の掘削が必要と。その30万立米のリサイクル、コスト縮減を含めたりサイクル、掘削土の行き場を確保する必要があると。そういうものをある程度探しながらかきて、めどが立ったという状況で、当初の目的より少しおくれたんですけども、26年度までを事業期間ということで現時点では考えているところでございます。

古賀委員 もう1つ、単にわからないことなんですけど、いただいている資料に「費用対効果の要因の変化」というのがあって、「流域内の市街地化の進展により、費用対効果の大きな変化はないと考えられる」と書いてありますが、流域内の市街化が進んだら変わるんじゃないかと思うんですけど、これはどういう意味ですか。

説明者 前回の再評価時点からの、前回、5年前に再評価をしていますから、それからあまり流域内の資産状況は変わってないという考えで書いております

古賀委員 「単価上昇等により事業費が増大したが」というのは下につながっているんじゃないですか。138億円が154億円になったわけでしょう。変わってないというのは、私、それで理解できなかったんです、この言葉が。

説明者 一番大きいのは事業費が変わっています。さっき言った30万立米の分と補強分というのがかかって、被害自体は若干、単価の見直しはしております。

古賀委員 結局、総事業費はふえておるわけでしょう、実際にはですね。

説明者 はい。総事業費が約15億円ばかりふえております。

古賀委員 10%ふえていますね。

説明者 この15億円のうち13億円ぐらいが掘削費用です。当初、短い距離で見えていたのが、どうしても短い距離では30万立米、処分できないという現状、もともとわかっていた部分もあるんでしょうけれども。

古賀委員 今、よくわかりましたけど、読んだときに、私、理解できなかったものから質問しました。それだけです。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。

ちなみに、ここからSUMCOの水を取るんでしょう。どこで取るんですか。

説明者 この橋、この辺からです。

荒牧委員長 それは堰は新設するんですか。

説明者 もうあります。

荒牧委員長 それで変わることはないですね。

ほかにどうぞ。よろしいでしょうか。昭和43年というと、何年かかったんですか。四十何年かかったわけですね。土木事業は時間がかかるとはいえ、こういうかかり方をするというのは、完成するからいいようなものの、途中で捨てなかったからよかった…。

齋藤委員 結局、貨幣価値がずっと変わってくるから予算のとり方というのはずっと変わるんでしょうか。一番最初の年予算は幾らだったんですか。

説明者 当初の資料は、きょうは持ってきておりません。

荒牧委員長 筑後川なんて、100年かかってまだやってないよということになっているんです。

齋藤委員 あのスケールと、あの延長だったらしょうがないなと思うけど、ちょっとこれは。

荒牧委員長 しかし、50分の1、50年に1回の確立の部分に対応しようとしたというのは、相当随分上げていたんでしょ、この地域で言えば。

説明者 そうですね。

荒巻委員長 有田川は相当ひどかったんですね。

齋藤委員 年平均進捗率が2.7%ですね。そんなものですか。

説明者 そこを遅いと言われれば遅い部分はございます。

荒牧委員長 大きな雨が降らなかったからラッキーだったということで、ついているとしか言いようがない。

継続でよろしいでしょうか。

齋藤委員 早くしてください。世代が変わってしまいます。

荒牧委員長 早くしてくださいということです。

これで、いわゆる再評価の部分は終わります。もう1点ぐらいやってから休憩に入ります。

そしたら、順番を入れかえてくださいというお話がありましたので、事務局のほうから説明していただけませんか。

事務局 事後評価に入ります。事後評価の最初が中山間地域総合整備事業の西有田西部地区ということで農山漁村課の担当でございますが、それを事後評価の1番目、2番目に土地改良総合整備事業の鳥栖第2地区、農地整備課ですね。先に4番をやりまして、3番を5番目にやりたいということで順番の変更をお願いいたします。

荒牧委員長 そしたらよろしくをお願いいたします。

〔中山間地域総合整備事業 西有田西部地区（農山漁村課）〕

説明者 農山漁村課の課長をしております北島と申します。中山間地域総合整備事業につきまして事後評価をお願いいたします。

中山間地域といいますのは、平たん地域、中間地域、山間地域とありますけれども、中間地域と山間地域をあわせて中山間地域と言っております。中山間地域の役割でございますけれども、食料の安定供給はもとより、県土の環境の保全とか水源の涵養など、県民生活の基盤を守る多面的な機能を有しております。

中山間地の現状でございますけれども、傾斜地が多く、圃場は狭隘で不整形、そういうことから生産性が低く、地域においては担い手の減少とか高齢化が進行しております。そういうことから耕作放棄地が増加しているのが現状でございます。

事業の目的ですけれども、中山間地域の特性を活かした農業の展開と豊かで活力ある農

業づくりを推進するために、農業の生産基盤、それと農村生活環境基盤の整備を総合的に実施するという事で中山間地域総合整備事業とっております。

事業の内容ですけれども、農業生産基盤の整備ということで、ほ場整備とか、あるいは農業用の用排水路の整備、農道整備、暗渠排水整備、これはほ場の中の排水をよくするための暗渠排水です。そういうのを生産基盤として実施しております。

それから、農村環境、生活環境基盤の整備ですけれども、集落内の道路、あるいは集落の排水施設整備、それから活性化施設などを生活環境基盤整備として実施しております。

きょう、ご紹介しております西有田整備地区でございますけれども、ここが国見岳です。こちらが伊万里市になります。山を越えれば佐世保なんですけれども、大木と三代橋ですかね、この地域、伊万里に向かって左側の中山間地域、これを対象とっております。

この事業のテーマとしましては、「『ため池と棚田』先人の心を受け継ぐ農の里づくり」というようなテーマでやっております。

地区の現状でございます。農地は狭隘、不整形、排水条件も悪いと。それから、土地改良施設の老朽化による機能の低下。それから、集落内道路が狭くて通行にも支障を来している、あるいは都市住民との交流の場がないというような現状でございます。今回の中山間地域総合整備によりまして、生産基盤、あるいは生活環境の整備事業を実施した結果、地域特性を活かした農業の展開とか、あるいは豊かで活力ある農村づくりに寄与していると思っております。

地区の概要でございますけれども、西有田西部地区としまして平成 8 年度から平成 13 年度までの 6 カ年で実施をいたしております。総事業費が 19 億 6,000 万円、受益面積が 162 ヘクタール、受益者数として 724 名でございます。

それから、整備の内容ですけれども、農業の生産基盤整備としまして、ほ場整備、農業用排水路、農道、農地防災施設としてため池 3 カ所を実施しております。それから、農村の生活環境基盤整備としまして、集落防災安全施設（防火水槽）を 2 カ所、あるいは集落道路、それから体験農園 1 カ所、農作業準備休憩施設 1 棟、それから有機肥料供給センター 1 カ所、農村公園 1 カ所の事業を実施しております。

事業による環境の変化ということですが。地区内の棚田の整備による効果ですけれども、農作業の省力化による農業生産の維持、これは棚田の持つ多面的機能の発揮につながっていく。多面的機能というのは、美しい農村景観の保全とか、洪水の防止、水資源の涵養、生態系の保全、こういうのが一般的に多面的機能と言われております。

右側に、この地域の岳の棚田を出しておりますけれども、これは平成 8 年度に、年に 1 回開催されております、平成 7 年度から始まりました「棚田サミット」の第 2 回目の開催地になっております。

事業をめぐる社会経済情勢の変化への対応ですけれども、体験農園、あるいは農作業準備休憩施設、棚田館といえますけれども、これを整備しております。

効果としましては、都市農村交流の推進ということで、平成 8 年度に「岳信太郎棚田会」

という地域組織が組織されております。何をやっているかといいますと、棚田オーナー制度、あるいはそば・大豆のオーナー制度、子供たちの農業体験、留学生との交流など、多種多様な行事が行われております。これは棚田オーナーによる田植えがなされている状況です。

事業により整備されました施設の維持管理状況ですけれども、農村公園、農作業準備休憩施設（棚田館）が有田町において維持管理がなされておりました、年の管理費、光熱費とか委託費関係で年間 30 万円程度かかっております。

有機肥料供給センターとしまして町から J A 伊万里に管理委託されておりました、堆肥の製造がなされております。計画は年間に 3,138 トンでございますけれども、2,380 トンが実績として上がっております。畜産農家が減ったことによりまして牛糞搬入量が減少しているというのが影響している要因でございます。

土地改良施設ですけれども、農家が主体となった維持管理ということで、地元では将来の維持管理が不安であると、高齢化が進んでおるものですから。それと、ため池につきましては、どうしても土砂の浚渫費用が多額になるということで、その辺を懸念されております。

ほ場整備を実施したことによる効果ですけれども、タマネギとか大豆などの作付面積が拡大されたこと。これまでほ場整備をしないときには、狭いということと排水が悪いということで水田一作だったんですけれども、タマネギとか大豆の排水が必要な作物が導入されたということです。

それから、ほ場整備の実施によりまして大型機械、まあ中型程度ですけれども、導入されてきて営農経費の節減が図られております。労働時間としましてヘクタール当たりで出しておりますが、平成 12 年から 18 年にかけてまして労働時間が 1 ヘクタール当たり 825 時間かかっていたのが 342 時間で済んでいる。労働賃金に置き換えますと 101 万 5,000 円が 40 万 7,000 円、機械経費としまして 37 万 7,000 円が 18 万 7,000 円になったということで省力化が図られております。

農道整備による農作物輸送の省力化ですけれども、整備前というのは轍が残っていて狭くて非常に支障を来していたのが、広くなって舗装することによって荷傷み防止なんかも効果を来しているということでございます。

それから、都市と農村交流の地域活性化ですけれども、体験農園での田植え作業、それから、棚田館でのそば打ち体験などを実践されております。

受益者の意見ですが、ため池の日常管理、草刈りなどは定期的に行っておりますけれども、漏水対策とか土砂の浚渫など、今後も行政の支援をお願いしたいという意見があります。

それから、農道やほ場の整備によりまして高生産性機械の導入が可能となり、農業経費の削減や担い手の農地集積に大きく貢献している。

それと、ため池の整備により安全性が確保され、住民の生命と財産を守ることができた。

それから、棚田オーナー制度の実施で都市住民との交流による地域活性化が図られたが、活動組織のメンバーが高齢化しており、後継者を育成し、継続した活動を行う必要があるということで挙げております。

住民とのかかわりですが、行政、推進組織、地域住民の連携によりまして計画を作成して、行政と地域住民と西有田町農業活性化推進機構がかかわり合いをもって実施しているということです。

地域住民によるイベントの開催ですが、棚田ウォーキング、野農里まつりということで農業者と非農家との交流がなされております。

今後の課題でございます。アスパラとか麦などの作付拡大による農業所得の向上。それから、有機肥料供給センターなどの運営費等の軽減。それから、土地改良施設における維持管理体制の再構築。

それから、棚田保全のための新たな体制づくりということで、改善点としまして高付加価値農業の展開や規模拡大等による農業所得の向上。それから、堆肥製造量の増加や品質向上。それと、補助事業活用による管理費の負担軽減と、農家・非農家の共同活動による維持管理体制の再構築。それから、県事業を活用した行政・地元NPO・地域住民などの協働による棚田保全体制の構築が改善点として挙げられます。

参考資料としてつけておりますけれども、棚田の持つ多面的機能、先ほど言いましたけれども、棚田の維持ができませんと、どうしても荒廃してきて雨が降った場合には土砂流出が出て河川に土砂等がたまって、ひいては下流のほうに影響を与えるというようなことで、棚田につきましては、美しい農村景観の保全、洪水の防止、水資源の涵養、土砂流出の防止、生態系の保全など多面的な機能を有していることから維持をしていかなければならないというふうなことでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

これは、ちなみに先ほどの事後評価の何番に当たる事業ですか。

説明者 2番です。

荒牧委員長 2番だそうですね。

齋藤委員 いいことばかり。

説明者 いいことばかりだと思います。

齋藤委員 1つだけいいですか。受益者数が724名とありますが、これは年齢的なものはどれくらいを想定されていますか。赤ちゃんからですか。

説明者 土地改良法の3条の中の耕作者ですから、結構…。

齋藤委員 年齢的なものじゃないわけですね。

説明者 そうですね。

荒牧委員長 ほかにありませんか。

この事業は何年かかったんですか。

説明者 6年かかりました。

荒牧委員長 これが一番大きなのは農家の収入がどれくらい上がるかと、自立した形で農業が営めるか。今は七百何十人だけれども、この地域として、例えば200人、300人、400人という程度の人々が暮らすに足る収入がこの事業で上がるんだらうかという点ではどうなんですかね。農業が持続的に一定程度の収入を得ながらやっていくということが可能な事業になり得ますか。

説明者 これだけで生活をやっさいこうということだったら厳しいのかなと思います。ただ、環境整備などをやることによって定住条件の整備にもなるわけですね。例えばやらないことによって耕作放棄地なんかかふえることを防ぐことができるということがあるのかなと。

荒牧委員長 だから、必ずしも、例えば専業の農家で何百万円を上げるというだけにこだわらずに、一定程度兼業も、有田というところだから、地域が頑張って、陶磁器関係のところ頑張れば、兼業の機会というのはたくさんあるんでしょうけれども、専業だけではない兼業農家が一定程度の収入を100万円でも何万円でも上げるということをイメージしてもらえるのかということはどうでしょうか。

説明者 平たん地域と違って、例えば規模拡大をするにしても、平たん地であれば1区画が大体1ヘクタールとか2ヘクタールでするものですから、4ヘクタールといたら2筆ぐらいでできる。中山間地域で4ヘクタールといたら、整備が3反画ですから10枚とか20枚になるわけですね。だから、生産効率からすると悪いし、また、作物の収量にしても平たん地域と中山間地域では違いますから、生産性からいうと平たん地と中山間地というのはどうしても差があります。

ですから、先生が今おっしゃったように、兼業ができて、また、定住条件の整備をすることが一つの…。

荒牧委員長 農業ということだけにあんまり言っちゃうとまずい。農村という視点を持たないといけないということですね。

ここは有田だから、まだ産業がほかに求められるけど、本当の意味でいわゆる限界集落到に近いようなところというのは、その兼業すらもう成り立たなくなるでしょう。そういうところでの、例えばこういう中山間地の事業と、このようにまだ兼業が一定程度成り立つ。そうすると、投資したもので、あと50年、100年と、この風景と農業が持続できるというところの、本当に限界集落のところとの間では差があって、ここは条件が少しよ過ぎるんじゃないかと、評価するには。もうちょっと厳しいところが、皆さんが担当されているのは、もうお金をつぎ込んでも多分無理だと。もうこれ以上つぎ込んでいいのか、無理かもしれないと思うようなところのほうが今実は話題になっていませんかと、皆さん苦勞されていませんかと。すなわち、もうここで兼業はないと、放棄する以外になさそうだと思うところに今何か県がお金をつぎ込んでいることがないのかということについては

いかがですか。放棄しろと言っているつもりはありません。ただ、その判断に迷っているというようなことはいっぱいあるような気がするんだけど。

説明者 佐賀県の場合は地形的にあんまり、1時間以内で大体行けるんですよ。

荒牧委員長 そうだね、伊万里とか有田とか、そういう点で言うと。そうすると、そこが元気になってくれればということ。

説明者 あとはもう交流ですね。先ほど言いました棚田のオーナー制度とか、ああいうことで都市から。

荒牧委員長 そうすると、佐賀県では限界集落に近いようなところというのは、そんなたくさんあるとは、結構うまく中都市が、小都市が分散しているということを利用すれば、極端な、例えば大分とか熊本とか福岡で話題になるような限界集落というものが身近に迫っているということはあると感じませんか。

齋藤委員 三瀬の山奥とか。

説明者 地域、地域ではあると思うんですね。集落の中の一部とか、そういうところは限界集落じゃなくて、もっと高齢化しているとか。人が住まなくなるんじゃないかというのは佐賀県ではあんまりない。

荒牧委員長 佐賀県は、そういう点で恵まれているのかもしれないですね。もうちょっと東の北、どうなっているのかということを知りたい感じがするけど、それから多良岳のほうとか、あそこら辺でどういう事態が起こっているのか。こういう事業は十何億円という単位だからそんなに大きいとは思わないけど、やっぱりやっても、やってもという状況がくるのかどうか。実は、九州形成計画の中で話題になっている最大のものが限界集落です。やっぱり地域を守らなきゃいけないと言いつつ、どれくらい投資をかけるか、どういう手法があるか。多分、こういうのは手法の一つに入るんだと思うんだけど、これをやったからどうだという分析が今から出てきてほしいなと思いますね。先ほど条件が違うとおっしゃいましたが、条件が違うとまた違うから個別に扱わないといけない、そのとおりだと思います。

よろしいでしょうか。事後評価ですから継続とかなんとかという結論は要りませんが、こういう評価をやって、皆さん方は役に立っていますよと。「A A・A A・A A・A A・A」というふうに判断されていますけど、まあまあそうかなというふうに思っただけで、これで。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩いたします。ちょっと押していますので5分程度でお許しください。30分になりましたら再開したいと思います。

( 休 憩 )

荒牧委員長 時間になりましたので再開をさせていただきます。

〔土地改良総合整備事業 鳥栖第2地区（農地整備課）〕

荒牧委員長 事後評価の3番目の土地改良総合整備事業、鳥栖第2地区、これは前回、私たちが見せてもらったところですね。よろしくお願ひいたします。

説明者 農地整備課です。「事後評価結果一覧表」でいきますと24番の事業になります。まず、この事業の制度自体をご説明いたします。

この制度は、生産性の向上とか営農の作業効率を図るために、例えば用水路、排水路、農道、あるいは暗渠排水、こういった工事を地域の実情に応じて選択して実施するという事業制度になっております。

次お願ひいたします。鳥栖第2地区の概要ですが、現地を見ていただいておりますが、国道3号線、ここが鳥栖駅になります。ここのエリアで142ヘクタール、農家数としまして196人、総事業費は約13億円という事業で、平成5年度から13年度までかけております。

整備の内容は、用水路、農道、排水路、暗渠排水の工事をそれぞれ組み合わせて実施しております。

次お願ひいたします。まず、この事業の効果ですが、1点目として排水不良の解消というのがございます。これが事業実施前の用水路の状況です。この地区は昭和37年から41年にかけて、1回、面の区画整理を実施しております。ただ、用水路につきましては、排水路との機能を兼用した水路でした。したがって、地区内がどうしてもこのように湿潤的な状態になっております。図の中の水色のラインですが、これが河川ですが、この河川の改修をするという話が持ち上がりました。この河川改修をしますと河川の水位が下がるということで、それに合わせてこの地区を2次整備をもう1回やろうということで事業を実施しております。

見づらいますが、二重丸が用水路のポンプになります。このポンプを新設しまして、用水についてはパイプで各農地に配水する。それと、青色が排水路ですが、用水と排水を分離しましたので、排水路については深く掘ることができるということで深く掘るという内容にしております。

それと、写真がありませんが、農地の中には暗渠排水を入れておりますので、全体的に湿潤状態を解消できたということで、一部、アスパラガスの栽培とか施設園芸とか、あるいは現地を見ていただいたときにはジャガイモなんか植えられていたと思っております、そういったものが入ってきております。

次お願ひいたします。次に農道ですが、事業実施前は、このような2.4メートルの砂利道でトラックが1台、やっと通れるような道路でした。これを事業によって4メートルの舗装道路にしております。これによりまして、これはジャガイモの収穫機ですが、大型機械を導入するというので、茶色の農道をすべてこのような規格で整備しております。

次お願ひいたします。これは事業を実施したことによりまして、これが平成5年度と17年度の作付状態の変化です。水稻はほぼ同じ面積ですが、一部、大豆が減っていますが、

そのかわりアスパラガスとかジャガイモなんかがふえたり、あるいは冬作で麦が、この地域は排水状態が悪かったものですから裏作がほとんどできてなかった状態です。ただ、事業後には麦が植わっております。

次お願いいたします。農家の状況ですが、受益地 142 ヘクタールのほとんどは集落営農組織として 1 組織、組織化されております。それと認定の農業者、専業農業者ですが、5 名、この 1 組織 5 名の方々に 142 ヘクタールのほとんどを営農しております。大体 20 ヘクタール以上の経営をしているものを集落営農組織と呼んでおります。

次お願いいたします。事業の波及効果ですが、ジャガイモは大体 5 月ぐらいに収穫されるんですが、このジャガイモの畑は、カルビーの工場と契約栽培をしております。これによって安定的にジャガイモの生産をするというような動きが出ております。

また、食育としまして、アスパラガスなんかが植わっておりますので、こういったものを使って行政、農家、飲食店、JA 等で組織された「食ネット鳥栖」というところにいるんな議論をされまして学校給食なんかに入れられているという状況になっております。

次お願いいたします。また、事業による環境の変化ですが、当然、営農だけでなく生活道路としても利用されたり、あるいは先ほどちょっとご説明しましたが、冬場はほとんど営農されていませんでした。これが現地を見ていただいたように、麦が植わって青々としているような状況になっております。

次お願いいたします。また、ライスセンターの敷地で田園コンサートとか、あるいは田んぼを使ったどろんこ大会とか、こういった取り組みも最近やられている状況です。

次お願いします。施設の管理状況ですが、事業で建設しました用水機場、農道などは、鳥栖市の土地改良区という組織がありまして、そこで管理、補修なんかをしております。また、農道わきの草刈りなんかは、農家の方々が自分の田んぼの草刈りなんかをしている。それと、排水の泥上げ等は、非農家の方の協力も得まして、みんなで泥上げなんかの管理をしているという状況です。

次お願いします。今後の課題ですが、農家の高齢化というのは、どうしても進んでいます。したがって、担い手農家、あるいは集落営農組織に農地を集積しているんですが、農家数が全体的に減りますと、どうしても施設管理の労力が集中してきます。これが課題で、今後は後継者の育成とか、あるいは地域住民の協力を得ながら施設管理の体制をきちっと整備していくといったことが重要になるかと思えます。

また、地区内でいろんな施設を整備しましたので、これはどうしても老朽化が進みます。したがって、補修費等の増加が今後課題になるということで、一つには、計画的な補修更新ということを実施して、計画的に補修しますと施設の長寿命化などが図られますので、なるべく補修費等が平準化できるような対応が必要と考えております。

以上で説明を終わります。

荒牧委員長 委員の皆さん、実はこれ、先ほど言いましたように現地を見学していますので詳細にお聞きになったと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど説明されましたが、「B」評価にした理由をちょっとだけ。24番は事業効果を「B」評価としましたということの理由をもう1回お願いします。

説明者 1点は、事業の計画のときにはタマネギを4.8ヘクタール栽培するという営農計画等を入れておりました。ただ、それが今のところは、効果が出ていないというわけではなくて、地域の実態に合わせて、先ほど言いましたようにジャガイモの栽培とか、そういったほうに動いてきています。ただ、効果として最終的な算定というものまでは行ってないので、効果は直接出ていますが、「B」という評価を農地整備課としては入れたということです。アスパラなんかも当初は予定してなかったんですが、こういったものですね。

荒牧委員長 金額だけではできないでしょうけれども、農家収入の増とかなんか、そういう目標値に対して実質がどうなったかということは可能ですか、調べれば。

説明者 事業計画と比較することは可能だと思います。完全にこの事業地区とのエリアがダブっているわけではないんですが、集落の営農の農作物の生産状況から推定しますと、単純割しますと平均しますと1ヘクタールぐらい経営しているんですが、事業前後で1農家当たり15万円ぐらいの収入増が出てきているということです。それに対して、この事業による負担金が大体3万円ぐらいを払っていただいているというような状況になります。

荒牧委員長 これから先、またいつか議論させていただきたいのは、1度、ほ場整備をやりました。しかし、やっぱり時間の経過とともに老朽化もする。それからもう1つは、先ほどの説明は、初め想定したものよりもちょっとレベルを上げたいということで2回目の整備を行ったという説明がありました。新規事業評価と同じことなだけども、農業経営を維持していくためには、高度化していく全体像をいつかの時点で見せていただいて、それをどういう計画でもってやっていくか。維持管理の費用であるとか、それからレベルアップのための費用であるとか、そういうものが例えば50年ぐらいかかってどうなのかということの中で、今回は皆さん、合意されたところからやっていったんだと思うんですね。河川改修と一緒にやろうということでやられた。それも納得できますので、全体増として、この広い佐賀県の農場をどうやって維持・発展させるかという長期的な計画の中で合意できたところからレベルアップしていく、そういう仕組みをわかりやすく県民に説明していただければ、先ほど言った新規事業を、実は100ぐらい抱えているんだと、本当は、その中のことは5つしかできませんというような説明が可能なのではないかと思うので。ここはこれで多分、皆さん、全然異存はないと思うんだけど、全体像の中で、ほ場整備をしたけれども、いつか能力が落ちてくる。そして、この前、現地で説明を受けたのは排水のための暗渠が詰まってくるとか、そういうことを全体として農業を維持していくためにはどれぐらいのものを我々は100年間ぐらいで見通しておかなければならないのかということも含めてですよ。その中で、ことはこう、来年はこうというふうに説明していただければわかりやすいのかなと思ったんです。1回、そこでとめるわけにはいかないじゃないですか。

だけど、皆さんたちのイメージは、一たんやったのに、また何かしようとしていると。

ブルドーザーとかコンボが入ってまた何かやっておると、あるいは公共事業をやりたいためだけの連中がやっておるんだとずっと批判されているわけですよ。そうじゃなくて、やっぱり農業を維持していくためには、それだけのものがかかるのだという説明をしないとイケないじゃありませんか。だから、2度も3度も同じ場所に金をかけておるのではないかと、現地に行って説明を聞くと、なるほどなというように理解するんだけど、そういうこともあるので、ぜひ、そういう説明を、県民に向けて説明できるようなものを出していただくと、さっきの新規事業とつながるかなという感じがします。

もう1つ、そこで担当の方もおっしゃっていたんだけど、本当はこんな三面水路は使いたくなかったのに、農民の方は、やっぱりのり勾配が崩れるのが嫌だから三面水路でやってくれと言われると。皆さん方、担当されていて、ちょっとやりたくないなと思われたとすれば、何かの新しい技術開発が要るんですね、きっと。あれではない技術開発が。すなわち、ドジョウやナマズやいろんなものが暮らせるような、そんな技術がないから、我々が持ってないからあれをさせられてしまうんですね。だから、そういう新しい技術、佐賀県の農業地の中における水路を、皆さんたちがやりたくないなと思いながらやっているんだとすれば、新たな技術を開拓して生物多様性というか、そういうものと折り合える。農家の方が今減農薬で相当頑張っておられて、生き物が戻れる環境はきてるんだけど、農業土木のほうというか、土木の側が何か悪いことしている、せんでよかごたことばしよっとじゃないかという話が、本人も感じられているのならね、何かうまい手を考えついでくださいと、佐賀県の農業土木の人たちの技ですよと言いたくなるような、そういうことを感じました。なかなかきれいなほ場ができていたのうれしくはなりましたが、そういう自分たちで気づかれている欠陥もあるのであれば直されていくのがいいかなという感じがしました。

どうもありがとうございました。見学のときもお世話になりました。よろしいですか。

それでは、次にまいりたいと思います。

〔緊急地方道路整備事業 水ヶ江町枝吉線(まちづくり推進課)〕

荒牧委員長 次に、緊急地方道路整備事業、これもこの前、見せてもらいましたね。

説明者 まちづくり推進課、副島でございます。緊急地方道路整備事業、水ヶ江枝吉線の事後評価についてご説明させていただきたいと思います。

水ヶ江町枝吉線の位置でございます。佐賀市の龍谷高校の前から環状東線に向う道路でございます。延長が約1,400メートルでございます。全体事業としましては、4工区に分けて事業を展開したわけでございますが、その事業期間のトータルとして昭和63年から平成13年まででございます。一部、歩道が19年までかかりまして、約20年間の事業期間でございます。長くかかった事業でございます。

整備前は、こういうふうに旧今宿町といいますか、こういうふうに狭い道路に車がぎちぎち離合していた、歩・車道も分離できてなかったというような状況でございます。そ

れが現在、歩・車道をきちっと分離しますとともに、2車線を確保しまして、歩道には街路樹、それから段差のない歩道を整備したところでございます。

この路線の特徴としましては、都市内の幹線道路、水ヶ江町新郷線、それと、今、4車線で佐賀市の環状道路をなしています環状東線までの間、それにもう1つ、現在事業中でございますが、旧佐賀線跡地を使いました大財木原線、これは市の事業でございますが、これがつながるようになりまして、市の中心の東部地区の交通ネットを形成するものでございます。

1つは、もちろん、緊急車両等の円滑な交通が可能ということで、街路整備でございますので、交通的な効果はもちろんでございますが、それまでは幅員が狭かったせいか、緑もなかったので緑化等をいたしまして緑陰を設けたこと。

それともう1つ大きな特徴といたしまして、並行して佐賀江川がございます。この佐賀江川では、例年、精霊流しが行われておりまして、街路整備をするに当たりまして、この河川事業の中で精霊流し用の階段を設置したこと。また、ここに川への転落防止さくがございますが、これを可動式にすることによってそのイベントをやりやすくしたというふうな工夫もしております。

地元の方にご意見をお伺いしたところ、一番大きいのは、「歩行者、自転車等の通行が安全になった」。それから、「スムーズになりましたよ」ということでございました。それから、「精霊流しのイベントが継続できるような構造に生まらってありがとうございます」という声をいただいております。しかしながら、地元のほうで清掃活動をしていただいております、それが県の維持管理とかぶることがあると。できれば効率的に時期の調整あたりをしていただいて、地元がやる時は県はやらない、県がやる時は地元はやらないというふうな調整をしていただいたら効率的な維持管理ができてきれいな街路が提供できるのではないかとのご意見でございました。

先ほどから申し上げておりますとおり、ここは地元の風習といたしますが、夏場の風物詩でございます精霊流しが行われるところでございます。多くの人が出てこの街路を使って見物客もたくさん見えているところでございます。

今後の課題でございますが、冒頭申し上げましたとおり、事業期間が非常に長くかかっております。そのために社会情勢の変化で土地代が上がったりもいたしました。ちょうどバブルを丸々抱えておりますので、そのために事業費の増大を招いたことが1つございます。もう1つは、地元からのご意見にもありましたけれども、合理的な維持管理を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。この2点を今後取り組む事業の中に反映していきたいと考えております。

1つは、「地域の風習・文化を重視した」と書いておりますけれども、1つは、地域づくりやまちづくりなどに取り組みまれるところに街路事業を優先採択できないかとか、それとリンクした街路整備ができないかというふうなことを今後の新規事業の中に反映させていくつもりでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

齋藤委員 いいことばかりだったですね。

荒牧委員長 遅かったのが自己批判された、時間がかかり過ぎた。

齋藤委員 ここは通りやすくなりました。

荒牧委員長 南側にはほとんどアクセス不能なような住宅が建っていたけど、あれは解消されたことになるんですか。

説明者 縦の線の大財木原線も整備されましたので。

荒巻委員長 あそこはほとんど車では行ってはいけないという場所でしたね。そこがアクセスできるようになったのは間違いのないですね。あそこに大学の先生が住んでいるんだけど、「行きません」と、「あなたの家には行きたくない」というような場所でしたけど。

ご意見ありませんか。

川本委員 要望ですけど、佐賀江川ということで今宿の精霊流しもあれですけど、あそこに架かるあけぼの橋とか、橋も昔からのものがありますね。これから旧佐賀線跡を整備されるときに、今の道は、あけぼの橋から上る道はそのままなわけですね。

説明者 そのままでございます。

川本委員 じゃ、橋もそのまま、ずっといろんな橋がありますけど、そのままですか。

説明者 あけぼの橋は撤去だそうです。

川本委員 撤去になるんですか。それじゃ、どうやってつなぐんですか。

荒牧委員長 あれは、いわゆる地区内道路になってしまうということです。中で閉じた、川を渡らない、そういうことでしょう。

説明者 ここに新たに下から、ここにAコープがある道路、ここに橋があって、ここに変則十字路で裏に行っているかと思うんですね。済生会病院があってモラージュのほうに行っている。あれが生活道路になりまして、その一本こっち側にかえったところが直線につながります。

川本委員 直線でできますよね。だから、今あるあけぼの橋はそのままなわけでしょう。

説明者 あけぼの橋は、河川阻害上ですね。

川本委員 そしたら、今、南から、済生会病院の横を通っておりにきていますよね。それを曲がるんですか。

説明者 新たな道路の裏道になりますので…。

川本委員 多分、橋を研究されている方は、あけぼの橋といったら橋の意味があるんですね、ここがどうか。その辺はどこか了解を取られたほうがいいかもわかりませんね。

説明者 わかりました。

川本委員 ごく最近も、私、ちょっと調べて回りましたので、佐賀江川に架かる橋をですね。

荒牧委員長 ほかにありませんか。よろしいでしょうか。確かに、皆さんがおっしゃっているように、ここにこういう道ができるとは、ほとんど皆さん期待してなかった、20年間ぐらいかけて。絶対にあそこは行きたくない場所でしたもんね。佐賀の中でも数少ない、アクセス不能な場所。これ以外のところは、あとは、街路はそのままにしておいたほうがいいんじゃないのというような由緒あるところがいっぱいあるから、あんまり手をつけないでほしいんだけど、ここだけはいくらなんでもという場所でしたね。ですから、ここが整備されたことは高く評価して、お疲れさまでしたと言う以外ないですね。多分、これはむしろ、皆さんに交渉することのほうが大変だったろうなという、住民の人たちに退いてもらう作業が大変だったろうなという感じが本当につくづくしました。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

〔林道開設事業 荒川～天川線（森林整備課）〕

荒牧委員長 それでは、林道開設事業の荒川～天川線についてお願いいたします。

説明者 51番の森林整備事業でございます。林道開設事業、荒川～天川線ということで、森林整備課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事業の概要でございますが、当路線は、今でいう唐津市七山の荒川という地域から巖木の天川地区を結ぶ林道路線でございます。路線名は荒川～天川線。事業期間は昭和63年度から平成13年度にかけてつくられたものでございます。事業費は41億2,500万円。総延長が17キロになります。この林道沿線には森林が2,067ヘクタールあるというところでございます。

当路線の沿線には森林が、先ほど申しましたように2,067ヘクタール広がっております。このうちスギやヒノキのいわゆる人が植えた森林、人工林というものが、この地域は91%と県平均に比べても高い率で分布しております。これまでは右の写真にありますような道幅の狭い既設林道はありましたが、この既設林道は谷沿いにつくられている行き止まりの林道でありまして、幹線的な林道がなかったというような地域でございました。

このため、森林の整備ということでスギやヒノキの間伐作業ですとか、そういう作業を行うに当たっては長い距離を歩いていかなければいけなかったという状況があります。そのために移動時間が多くかかり、また、労働者の方の負担も大きなものがあつた。また、狭い道路でしたので大型トラックによる木材の搬出ができないということで、作業の効率性からも悪い地域でございました。

そういう中で森林施業がおくれ、右下の写真にありますように、真っ暗な林になってしまつて地表には草も生えない、土が流れるというような状態の森林がこの沿線では多く見られたという状況がございました。

こういう中で今回の林道を作設することによりまして、先ほど言いましたような間伐とか枝打ち等が進みまして、このように森林の中がきれいに、ある意味さっぱりと散髪したような形できれいになっているかなと思います。

また、大型トラックによって切った木などを搬出することができるようになりましたので作業の効率化も図られるようになった。

あわせて、森林組合さんとか、そういうプロフェッショナルな方だけでなく、最近、NPOの方々が山に来て植樹をしていただくという取り組みが多々ございますけれども、そういう方にも山に来ていただきやすくなったというようなことがあります。結果的にはきれいな山づくりが今進んでいる状況でございます。

林道を開設することによってどのような環境の変化が起きたのかということでございますが、先ほど言いましたように、森林の整備が進んだということで、木の下には何も草が生えてなかったわけですが、そういうところにもこういうような、下層植生といいます、下草が生え始め、また、広葉樹を針葉樹の間に植えるということをしていただいている中で、スギ一辺倒ではなくて、こういうふうに広葉樹が入った多彩な山というものが今できつつある状況にあります。

また、社会文化的環境としては、土地営農集落、細川地区、桑原地区というのがありますが、ここら辺の集落間の時間短縮がなされていて、この林道が利用されているというようなことが挙げられます。

その一方で、多くの方が山に入りやすくなったという観点から、いわゆる不法投棄というものが、一部ではございますが、見られるというような、ある意味悪影響の部分もあると見ております。

この林道の開設途中、開設後における社会経済情勢の変化というものでございますが、ここにお示ししているのは木材の丸太価格の推移でございます。このグラフ自体は昭和60年からの木材価格の推移を示しております。黄色で書いているのがヒノキの丸太価格、黒で書いているのがスギの価格ですが、昭和60年度と比べますと平成18年度では木材価格が半値ぐらいになっているというような状況がございます。木材価格が下がっているという状況がございます。

一方で、木材価格が下がっているからかもしれませんが、あともう1つは外材が中国などでより多く使われるようになって需要が逼迫しているということを背景にして、今、実は国産材の回帰ということが始まっております。一番下に木材の自給率を全国ベースで書いておりますが、ここ数年、自給率の向上が、わずかでございますが、見られております。県内においても、実は伊万里地区にこのように大きな木材コンビナートがあります。これはスギなどの木をここに持ってきて外国産材と張り合わせる集成材というものをつくる工場です。ここで多くの丸太が消費されているという状況がございます。この工場だけでも平成17年度から19年度にかけて3倍以上、県木の消費がふえております。うち、県産材についても2倍弱の消費量がふえているという状況が見られます。

あと、県の行政的な動きとして、4月から森林環境税というものを導入してまいりたいと考えております。これまでのいわゆる林業的な施策に合わせて、今後は環境を優先した、また、県民生活を重視したという観点で、荒廃した森林の再生、あと市町が荒廃した森林

を購入して整備をする、そのような施策を森林環境税を導入して進めてまいりたいというような動きが林道の開設以後、動きとしてあります。

次に、事業により整備された施設の管理状況でございますが、林道につきましては、全線開通後は唐津市にその管理を移管しております。ということで唐津市のほうで林道の整備は進めていただいておりますが、唐津市さんのほうでは毎年、地元住民の方、これはシルバー人材センター等にこの管理を委託されておまして、林道沿線の草刈りをお願いしている状況でございます。ただ、市町の財政もなかなか厳しい中で全線を整備するということがなかなかできないというような状況が見られると聞いております。

あと、林道沿いで大雨などによって災害が起きた場合については、国庫補助事業などを活用して早急に災害復旧に当たって林道としての機能が常に維持されるようにしております。

県民の意見でございますが、まず、林道をつくる段階におきましては、計画を策定する段階、また実施段階において、県並びに市から地元説明を行い、計画並びに用地着手についての同意並びに事業に対する要望、意見等を毎年度聞いておりました。林道ができた後の声として、森林施業がしやすくなったというのはもちろんあるんですが、そのほかにも林道から山に入るための進入路ですとか、大型トラックが入ることができるようになったので、こういう土場をもっと設置してくれないかとか、あと、排水路の流末処理といいますが、側溝をつけて水をためて流すわけですが、こちら辺の処理については一歩間違えると水が多く流れてきて山を崩してしまうことになるので、そこら辺にはちゃんと注意してやってくださいねというようなことをご意見としていただいております。また、先ほども触れましたが、道ができたことによって不法投棄が出てきているということで、こういうことの対策についても何らかの措置が打てないかということでお声をいただいているところでございます。

この林道を開設したことによる効果でございます。まず1点目、これは当たり前かもしれませんが、林道から森林まで到達する距離が短くなっております。もともとは940メートル、1キロ弱の距離があったものが林道を開設することによって森林までの距離が500メートルと半分程度に短縮されております。それによって森林整備を効率的に進めるとともに、林業労働者の負担の軽減にもつながっております。そして、先ほどの写真にもありましたように、大型トラックが入ることによって森林整備が効率的に進められる、また、木材の搬出も効率的に進められるというようなことが言えるかと思えます。

そのような結果として、この地域では、森林整備、除伐、間伐、いわゆる抜き切りと呼ばれるものが217ヘクタール弱、また、下草刈り等その他の森林整備作業が132ヘクタール、合計350ヘクタール弱の森林の整備が進められております。この数字ですが、全体では2,000ヘクタール、また、9割が人工林と申しましたが、そのうち特に若い森林がこの倍、700ヘクタールほどございまして、その半分はこの林道を開設したことによって整備が進んだというようなことが言えるかというふうに思います。

また、間接的な効果といたしまして、林道の沿線には檜原湿原とかがございまして、やはりこういう自然との触れ合いを求める方が最近多うございます。そういう観点で林道を使って檜原方面に向かう、また、鳴神の庄というようなところへ行くルートの一つとしても使われているというようなことも言えるかと思えます。そういう入り込みの増加を反映して檜原湿原にお店なんかも出てきているというようなことも間接的、また波及した効果として上げられるのではないかというふうに考えております。

林道と地域住民とのかかわりでございますが、事業の実施段階においては、先ほど申しましたように、地元の方への説明なり同意を経て、また、事業に対する意見、要望などもいただいております。また、完了後の利活用ですが、森林施業として利用するのはもちろんですが、先ほど檜原の話をしました、実はここは県が県内 10 力所に、特に重要な森林というものを今定めております。これは環境林と申しておりますが、環境林の 1 力所をここに設定しております。この環境林の整備については、地域住民の方に参加していただいて、いわゆるワークショップ形式で檜原湿原周辺の森林をどう整備していきたいかということをご議論いただいて、それを実行に移すというようなことをしてございまして、その整備を進めるに当たっても、この林道を利用して森林の整備を進めているところでございます。

今後の課題と課題に対する方策、改善点をまとめて申し上げたいと思えます。

まず 1 点目は、奥地森林に対する路網整備ということでございます。林道沿線につきましては、先ほど言ったように森林の整備が進んでおりますが、奥地については、さらなる路網が必要ではないかというふうに考えています。ただ、基幹的な林道というものは、今回、これで整備ができておりますので、今度は規格がもうちょっと低いといいますが、林業の機械が入れるような道、いわゆる作業路、作業道と言っておりますが、一時的に作業に使う道ということで、舗装などもしないで簡単に入れるような簡易な道を導入して林業の機械を導入する。それによってコストを下げながら森林の整備をより進めていくということが必要ではないかと思われます。これは木材価格が下がる一方、需要も伸びている。そういうことに対応するために簡単な道を林内に張りめぐらせることによって森林整備、また、木材の伐出をより進めることが重要であろうと考えております。

2 点目として、事業に対する意見・要望ということで、事業を実施する上で地域住民の方の協力が不可欠でございますので、より一層の相互理解が必要かなということで、地元説明、今までも十分やってきたつもりですが、やはりできた後にこういうものがあつたらよかったなという声も聞きますので、そういうものをより酌み上げるといいますが、そういうものをシステム化してまいりたい、ワークショップなどを開催して十分に酌んでまいりたいと考えております。

3 点目に不法投棄対策であります。これについては唐津市さんのほうでパトロールをされているようですが、地域住民の方との連携がいま一つのような点も聞いております。そういう意味で地元の道は地域の方々が一番よく通られるし、よく見ておられるわけですか

ら、そこら辺、地元の方にも自分たちの道という意識も持ちながら、県民協働の取り組みとして、市と地域住民の方の、管理するための実施体制を整備するということが必要だろうと考えております。

最後に、維持管理の対策、体制づくりということで、先ほど申しましたように、管理主体である市のほうでも財政が厳しい中で、どういうふうに対策を進めていくのかというようなことですが、最近つくる林道では、草刈り費用などの維持管理の軽減を目的として、林道のすそ野に丸太を並べて草が生えないようにしていくという工事をしております。こういうものも新規路線においては取り入れていくというようなこと。あと、不法投棄とも関連しますが、地域住民を中心とした維持管理体制を確立する、システム化していくことが必要だろうと。そういうことで新規採択をするに当たって、今もその評価点というのはあるんですが、そこら辺のウエートをもっと高くして重視していくというようなことも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

齋藤委員 先ほどの話の中で、県内 10 カ所を環境林エリアというものに指定してあるそうですが、鳥栖は入っていますか。

説明者 鳥栖は入っています。

齋藤委員 現在、河内ダム周辺をNPOの森林交流隊を中心にやっていますが、金、物、人の関係でなかなか進まない。青図はできているんですけど、その辺についての今後の、鳥栖だけ言ってすみませんが。

説明者 おっしゃったように、河内ダム周辺は環境林の一つということで地域の方々と一緒に計画などもつくってきまして、一部、整備も進めております。あと、先ほど環境税の話をしたんですが、環境税については、すべての森林を整備することはなかなかできないものですから、特に環境林については公益的機能が強い森林ということで、環境林に重点的に予算を配分して整備を進めていくということを考えております。

齋藤委員 では、今後、予算もついていくということですね。

説明者 そうです。

齋藤委員 ありがとうございます。

荒牧委員長 ほかに何かありませんでしょうか。よろしいですか。林道は長いこと、この委員会でも随分議論してまいりまして皆さんの理解も進んでいると思いますので、あとは木材の価格が、どうやらマイナスばかりのイメージじゃなくてプラスのほうに転じることもあり得る状況になりつつあって、ボリュームが少しふえてきたよということだけじゃなくて、今度は価格がふえてくると積になってくるので、少しは元気が出てくるかなという感じがしています。

それで、もしかしたら、いわゆる乱伐といいますが、乱伐を注意しなければならない時

期が来るかもしれないです。もう熊本や宮崎、鹿児島では乱伐が始まっていて、むしろ、そのことを心配する声が出始めた。今までは放置するということばかりずっと言ってきて公がお金を出してきたんだけれども、ソフトウェアとして、今度は山をぶっ壊すような切り方をするような、いわゆる皆伐というんですかね、みんな切ってしまうというのが一番合理的らしいので、皆伐そのものが悪いわけではないけれども、そのときに県土を保全するという視点がないと、今度はそういう逆の側の視点が林を見守る立場としては必要になってくるらしいと聞いていますので、その視点でもぜひ頑張っていたきたいと思えます。社会情勢の変化によってくるくと猫の目のように変わってしまいますので。今までは一生懸命、保全しなきゃいけなかったのが、今度は乱伐防止というような規制の側に働かなきゃいけなくなる可能性があるという状況のようですので、ぜひ全うしていただければと思います。

どうもありがとうございました

〔道路改良事業 主要地方道鹿島嬉野線（道路課）〕

荒牧委員長 引き続きまして、道路事業の鹿島嬉野線です。よろしくお願ひいたします。

説明者 道路課の小淵でございます。よろしくお願ひいたします。

54 番の道路事業についてご説明をさせていただきます。

本日、事後評価に上げております鹿島嬉野線は、鹿島市と嬉野市の 34 号を結ぶ主要地方道でございます。こちらが嬉野でございます。こちらが鹿島の 207 でございますけれども、この道路の途中が非常に急峻な勾配、急カーブになっておりまして、鳥越トンネルを 600 メートルを掘りまして縦断勾配の是正、平面線型の是正というふうなことで、全体事業計画 6.2 キロにつきまして、平成 7 年度から 13 年度まで、事業費約 81 億円をもちまして完成を見たところでございます。

これは、先ほど言いましたように急勾配が連続する区間の改良ということで、円滑な走行並びに安全性を確保する。歩道もないような道路でございましたので、安全性を確保して地域間交流の促進、あわせてそれに伴う沿線地域の振興ということ。もう 1 つは災害時の緊急輸送道路ということで、1 次輸送道路が幹線道路、ここでいきますと 34 号、207 号というものがございますけれども、1 次緊急輸送道路をつなぐ 2 次緊急輸送道路に指定しておりまして、先ほど説明いたしましたように、非常に急峻で自動車の通行にも支障がある道路を改良することによって安全・安心な道づくりのためにやった事業でございます。

事業によりましてあらわれまして環境の変化と書いておりますけれども、事業の効果ということで、事業完了後に、これは沿道に新しくパン工房というものができました。もともとあったらしいんですが、それが沿道にこういうふうなパン工房ができたとか、あるいはこれは特に農産物の直売所というものも新たにつくられたということで、この道路が改良されたことによって地域間の連携並びに地域振興に大きく寄与しておるといふふうに思っております。

これが事業前の状況でございます。幅員も非常に狭く、こういうふうに自転車で通学する子供もおります。そういう中で車の離合がなかなかしづらいというような状態であったものが、工事後にはこういうふうな非常に走りやすい道路になっておりまして、交通量が日当たり約3,200台であったものが開通後は7,200台というふうなことで、交通量が約2.1倍にふえております。大型車の交通量も230台であったものが384台というふうな形で1.6倍となっております。

次お願いします。線型を改良したことによって時間短縮が図られております。旅行速度と申しますのは、車を実際走らせてみて平均走行速度を計ったものが時速5キロ速くなっております。このことによって約8分の時間短縮効果ということで、短いトリップの中では相当の時間短縮効果が上がっているというふうに思います。先ほど説明いたしましたように、そういったことで交流の促進が図られたことによって交通量が非常に増大しておるというふうなことでございます。

次お願いします。あわせて、これは単に比較することは非常に難しいところではありますが、事業前の5カ年間、開通後の5カ年間を見ますと、事故の件数、死亡事故の件数ともに減少しておる。これは線型改良したことによって、歩道もつくっておりますので、そういったことで事故も減ったのではないかというふうに考えておるところでございます。ただ、事故と申しますのは、改良をやったばかりでは、たまたま今の場合には顕著にあらわれておりますが、この後また5年間を比較してみると、本当に減っているのかということが、1つにはドライバーのマナーとか、そういったものもいろんな意味で影響してきますので、そういうふうな道路整備だけではなかなか交通事故というのは減少させきれないというふうなところもございます。

今のような状況で利用していただく県民の皆様からのご意見としては、「移動が早くなり便利になった」と。途中、見通しの悪いところもございましたけれども、そういったものが「安全に通行できるようになった」と。それと、「直売所等もできて賑やかになった」と、あるいは自転車の峠越えが、相当急峻な勾配でございましたけれども、トンネルを掘ることによって縦断勾配も緩やかになった、あるいはトンネルの中は当然照明をやっております、そういったことで「安全に通行できる」というふうなことのご意見、これはよかったことのご意見でございます。反面、大型車の交通量がふえるということは、産業面とかそういう面では非常に活発な産業活動がなされているというふうに思うんですけれども、道路を利用される歩行者等から考えますと、大型車がふえる、あるいはスピードも出ているということから「横断が非常にやりにくくなった」というご意見もあるということでございます。

以上のように、道路事業をやることによっていろんな効果が、大きな効果があるというふうなことで、本県においては、基本的な道路施策、やり方として、「安全で安心な道づくり」、「交流を支える道づくり」、「活力ある地域をはぐくむ道づくり」というふうなことの施策展開を基本として、その中で特に今やっておりますのは、将来に向けた佐賀県の高速

ネットワークというふうなことで、幹線道路ネットワークと、もう1つ、交通安全対策というふうなことを2本の柱にして、財源が限られております中で、そういったことを選択と集中でやっていくというふうなことで今事業を展開いたしております。

今回のこの事業におきましても、そういった意味で急峻なカーブといったものの解消が図られ、皆さん方に利用しやすいような、あるいは歩道をつくることによって歩行者の安全を確保する、そういった視点での道路整備を進めております。

そういった中で、今、事業をあちこちで、先ほど言いましたように、幹線ネットワークといたしましては唐津のほうでやっております西九州自動車道でありますとか、今年度から事業を始めております有明海沿岸道路、もともと九州横断自動車道というものが東西に、真ん中にごさいましたけれども、これの北、玄界灘寄りといいますか、それと有明海側、これを結びます佐賀唐津道路というふうなものを重点的に整備を進めていこうとしております。

ただ、皆さんご存じのとおり、道路特定財源の問題が国会で議論されております。当然、多額の費用を要する道路事業でございます。そのために多くの財源を必要とするわけです。そういったことで道路ユーザーの皆さん方からご負担をいただくというふうな道路特定財源制度が今まで暫定税率というふうな、本則税率に上乘せされた形をお願いしておるわけです。昨今言われるように、ガソリンでいきますと1リッター25円、あるいは大型トラック等が使います軽油は15円上乘せをされておるわけです。そういったものが今後継続されるか、されないかは、我々が今考えております道路整備計画に大きく影響してくるというふうにご考えておるところでございます。

それと、先ほど言いましたように、そういった形で今までずっと県内の交通ネットワーク、あるいは交通安全を確保するために道路整備を進めてきております。そういった中で、昨年、アメリカのほうで問題になりました橋梁が落下するというふうなことから、今後、あれを契機ということではなくて、近年、そういったものの維持管理というものを今後どういう形で進めていこうかと。これは大きく分けますと橋梁等の道路構造物、それと道路の舗装、こういったものが当然あるわけですが、こういったものをいかに長もてさせるか、それと維持管理費のコストをできるだけ縮減していく、あるいは平準化するというふうなことから、橋梁につきまして今年度からやっております。

これは、橋梁の長寿命化修繕計画というふうな形でごさいますして、現在、全国の橋梁の数でございますけれども、建設後50年以上経過しておるものが2006年度で約6%、10年後には20%、20年後には47%になると。佐賀県の場合は、これよりも若干おくれておりますというか、建設が少し新しゅうございます。ただ、同じような傾向にごさいます。そういったことで将来にわたる維持管理費の平準化、それとコストの縮減を図るということから、今年度、来年度にかけて、まず、現在の橋梁の状態を、どういうふうな状況であるかということで現在点検をやっております。来年度に向けまして、その点検結果を踏まえた長寿命化修繕計画と。

具体的なことを簡単に申し上げますと、予防保全といいますか、橋梁が傷んだ後に修繕をするのではなくて、できるだけ損傷が少ないうちに保全をしていくことによって、一般的に橋梁の寿命は50年と言われるわけですが、これを70年、100年というふうな形で長寿命化する。あわせて一度に架けかえとなれば相当の金が必要になってきます。そういったものを平均的な予算の中で、予算の平準化というふうな計画を今年度、来年度にかけてつくっていきたいということで、特に橋梁の長寿命化、この後はまた舗装等の超寿命化についても検討していきたいと考えておるところでございます。

あと、本県におきましては、先ほど言いました2本柱の一つの交通安全の中で、UD計画ということで、現在、県内で10地区、安心歩行エリアというものを設定しておりまして、その中で歩行者、だれでもがUDでございますので、皆さんが使いやすい道路というもの考えた、歩道の構造を佐賀県独自のものを考えてやっておるところでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

大きく2つありました。1つは、路線の話と、それ以外にもう1つ、長寿命化計画といいますが、管理保全の問題についてもご説明がありました。

まず、路線のほうからいきますか、あるいはまとめてといいますか、後で説明された管理計画のことについても、今、こういう計画で進めておりますということでしたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

これは結構短期間に終わったほうですか。

説明者 そうですね。ご存じのとおり、結構昔やっておった事業というのは、新規事業評価というものをやるときに、地元の皆さん方の合意形成が図れるかどうかということも事前にやりますので、最近立ち上げた事業というのは、そこで非常に難しいということであれば、とりあえず休止をすとか、先送りするという事業展開をしております。ただ、この時代にはそういったことをやっておりませんでしたけれども、その中では非常に地元の協力を得てスムーズに事業が進んだと。

荒牧委員長 合意形成がうまくいったということですね。

皆さん方、ここをお通りになっていると思いますので、これがどういう道路かというのはよくご存じだと思いますが、よろしいでしょうか。これは特に問題のあるような、「A・A・A・A・A」と自信を持ってつけられておりまして、先ほどちょっと話題になりましたが、「道路は全部Aかい」というのは、ここについてはあまり文句を言う筋合いはないということにしておきましょう。ほかのことはどうかよくわからないけれども、少なくともここだけについては、そういう評価になるかなと。

それから、長寿命化計画とか維持管理計画については、またいつか何かのときにちょっと時間をとっていただいて議論をさせていただければありがたいなと思います。それは多分、新規事業とか今後の土木事業をどういうふうに新規事業評価していくかというところにもかかわってくる大きなテーマの一つですね。先ほど、圃場整備のことでも言いました

けれども、同じようなことが道路だとか、いろんな土木工事の維持管理で起こるということがわかっていますので、そのことについてはまた議論をさせてください。その中でこういう具体的な計画が始まっているようですので、それもある意味で県民の皆さんにオープンにしていくというスタイルが必要かと思っておりますので、そのときに議論させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

〔県営ダム事業 横竹ダム（水資源対策課）〕

荒牧委員長 それでは、最後になります、ダム事業、これは自己評価が結構厳しいほうの、さっきの道路は「Aかい」ということに対して、ダムのほうは「B」が結構たくさんある事業のようですけど、横竹ダムのことについてお願いいたします。

説明者 49番です。水資源対策課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成14年1月に完了いたしました嬉野市の横竹ダムについてご説明いたします。

横竹ダムは、県内の2級水系では一番大きい塩田川の支川である吉田川の上流に建設したダムでございます。横竹ダムは、本川の塩田川及び吉田川の洪水対策、それから吉田川の流水の正常な機能の維持ということで、不特定用水の確保による流水の安定化を目的としております。

左側のここに事業の背景をご紹介します。塩田川は、昭和37年7月の梅雨前線による被害、それから、昭和51年の8月と9月に連続して甚大な被害をこうむっております。横竹ダムは、この51災を契機に建設に取り組みました。塩田川の治水対策は、上流にダム群の建設と、それから河道改修、河川改修ですね、この方式によって整備を進めてまいりました。昭和46年に着手いたしまして、平成16年に河道改修は完了しております。

ダムは、3ダムのうち、昭和49年に上流支川の岩屋川内川に岩屋川内ダムというのが完成しております、さらに今回の横竹ダムによりまして洪水流量の低減を行っております。

右側のほうですが、ダムの諸元ということで、ダムの高さが57メートル、ダムの長さが249メートル、総貯水容量が429万トンの治水専用ダムでございます。建設に要した費用と期間でございますが、当初事業費200億円でしたが、最終的には245億円と約1.2倍になっております。これは主に人件費の単価増と考えられます。また、事業期間ですが、ダム周辺の地盤があまりよくないということで、その検討と対策にちょっと時間を要しまして、計画より4年長くかかっております。

それから、ダムのもう1つの目的でございます利水です。河川水量の補給を説明しております。洪水調節のほかに吉田川の河川流量を安定化させ、既得の農業用水取水後も河川の動植物の生育・生息環境等に必要な河川水量を確保するという目的も兼ねております。

この図ですが、塩田川中流の一本松地点の河川流量の様子をあらわしています。利水基準年は昭和53年になっております。その年の河川の流況でございます。冬場は、魚などの

生態系に影響のない範囲でためまして夏場の稲作に必要な水を補給する、そういった様子を示しております。

ダムのご目的でございます洪水流量の低減効果と河川流量確保の効果、それから検証についてでございます。

まず、洪水流量の低減に関しましては、ダム完成後、流入量が最大を記録いたしましたのは平成 16 年の台風によるもので、計画日雨量が 345 ミリですが、実測は 141 ミリということで、ダムへの最大流入量は毎秒 60 トンを記録しております。計画流入量は 235 トンでございます。このように完成後は大きな洪水をまだ受けておりません。

次に、河川水量の補給状況に関してですが、平成 17 年のダムの操作状況を例として紹介いたします。この地区は、一般的に 5 月の終わりから 10 月にかけてかんがい用水が必要でございます、ちよくちよく河川流量が不足しております。そのため、図 1 の冬から春にかけて紫の部分の水を蓄えまして、このほうでかんがい用水としてダムからの放流をこの分で行っております。

次に、ダム事業における環境への取り組みでございます。横竹ダムは、建設事業着手が昭和 63 年ということで、本体工事着工は平成 6 年ということでございまして、平成 9 年の河川法改正で環境への取り組みということなのですが、それ以前でございますので、その取り組みは行っておりません。しかし、最近のダムは、この法改正を踏まえまして全国的にダム事業の取り組みといたしまして、「ダム建設による環境影響に係る技術的課題を整理し、確認を行う」という目的で、基本設計会議環境部会が平成 15 年に試行運用されました。この環境部会では、法と同じ環境影響評価の項目に対して、それぞれの影響を事前に検討し、影響が大きければ、その対策と事後のモニタリング計画について確認を行っております。

ちなみに、現在、試験湛水中の鹿島市の中木庭ダム、それから、今年度末から本体工事に着工いたします伊万里市にございます井手口川ダムにつきまして、これに基づきまして環境調査を実施しております。

次に、水質についてでございます。ダムの影響を検証するため、ダム完成後の平成 17 年 6 月から次の年の 3 月にかけて流入水と放流水の水質について検証いたしました。塩田川では嬉野温泉街より上流で A 類型、吉田川合流後の中流域で B 類型に指定されておりますが、吉田川には類型指定がございません。しかし、横竹ダム地点の周辺環境から判断して A 類型に類するのではないかとということで評価いたしますと、右上に表示しております放流水の pH、BOD、SS、DO は、pH が若干オーバーしておりますが、あとは環境基準を満足しております。

また、ダムの放流水で下流の稲の生育に係る水温やアオコの発生に係る総リン、総窒素は、流入水と放流水では大きな違いが出ていないデータとなっております。

次に、今後の課題となります維持管理計画についてでございます。

以前は管理するダムが少なかったんですが、その時代は約 15 年に 1 回ぐらいの更新をや

っておりました。これは情報処理装置、通称、ダムコンと言ってありますが、そのダムコンピューターの交換部品がおおむね 15 年で製造中止になるということで、その時点で更新しておりました。しかし、最近、ダム数が多くなりまして、また、財政状況も厳しくなったということで、1 年に 3 カ所も 4 カ所も大規模な改修をしないといけないということもございまして、できるだけダム施設の延命化を図って、1 年に 1 件ないし 2 件程度に絞って大型改修事業を実施していく計画に見直す必要が出てまいりました。

そのために、例えば、近年のダムコンは汎用コンピューターを使用できるように規格を統一する動きがございまして、一式、すべての交換ではなくて、パーツ、パーツの交換により延命化を図る方法をとっています。

また、ダムの設備や施設によっては影響が大きいもの、小さいものがあり、より影響が大きく緊急性があるものを差別化いたしまして維持工事を実施していくなど、ダムができるだけ長持ちするような経済的な維持管理計画を策定していくこととしております。

それでは、ダム管理の課題であります説明責任、あるいはダム機能の限界についてご説明いたします。

ダムは、洪水をためることによって洪水を調節いたしますが、そのポケット、容量には限界がございます。横竹ダムでは 50 年に 1 回程度の雨まではためることができます。これ以上に降った場合は限界を越えて、図 2 のように、ある時点までくれば流入量をそのまま流すということになりますので、下流にしてみれば流下する量が急激にふえるということで、そういった被害も予想されます。当然、そういった場合は事前に地元の嬉野市、あるいは鹿島土木事務所と連携し、警戒体制の呼びかけを行うこととしております。

また、ダムができたために少々の雨でも洪水が発生しないことが積み重なって、流域住民の洪水に対する危機意識が薄れていくことも考えられます。そのため、地域と一緒に水防演習を行うなど、地元と災害に対する意識を共有していくことが重要であると考えております。

さらに、流水の補給にも同じことが言えまして、湧水に対する危機意識を損なわないよう、例えば、水利用に関する連絡会等を組織して、日ごろから計画以上の湧水に対する対策を講じておく必要があるかと考えております。

これは、ダム建設が住民の方々にとどの程度寄与しているか。また、ダム完成前後の環境の変化はどうかを調べるためにアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査の範囲ですが、吉田川筋では基本的に流域全戸数の約 300 名の方に、また、下流の塩田川筋では吉田川合流後から下流の旧塩田町中心部までの地区代表者の方、約 100 名の方に行いました。回収率はご覧のように、吉田川筋で約 50%、塩田川筋で約 75%の回収率となっております。

結果をご紹介しますと、問 1 の「過去の被災経験」ですが、吉田川では、「農作物への被害を受けた」が 40%、そういった調査結果に比べまして、塩田川では「床上浸水を受けた」というのが 24%、「床下浸水」15%。下流は有堤河川、堤防があるものですから。上流は

堀込河川で、あふれてもすぐ中に入ってくるということで農地の被害を受けたというのが多かった。下流は何回か堤防が切れて床上浸水、床下浸水の被害を受けている方が結構おられるという結果が出ております。

問2の「渇水被害」でございます。「何らかの被害を受けた」という回答が49%ございます。流域の基幹産業である農業に対する意識があることがわかります。

次に、問3の「洪水対策による住民意識の変化」でございます。ご覧のように、吉田川、塩田川双方とも、約3分の2が「向上した」という意見となっております。特に、ダムから離れた塩田川筋でも「向上した」との意見が多く、これは問1で被災経験が多い塩田川筋の方々が、河川改修はもちろんですが、横竹ダムに期待しているものもあるんじゃないかと思っております。

問4の「景観」に対するアンケートでは、「ダムが完成して悪くなった」という意見が24%、「よくなった」というのが68%となっております。悪くなったと回答された方では、「ダム湖の水が思ったよりきれいでない」というのが10%、「ダム湖周辺に雑草やごみがふえた」というのが12%ございます。よくなったという意見では、「ダム、ダム湖が地域の景観の一つになった」というのが23%、「ダム建設と道路整備により山が開けて明るくなった」が28%ございます。

次に、問5の「自然環境の変化」に関しましては、約半数は「変わらない」との答えが多かったんですが、そのほかには「下流河川の状態が変わった」との意見で、「ヨシ、アシ等が多くなった」という意見もございました。これはダムによって洪水が少なくなり河床が安定し、ヨシ、アシが繁茂しやすくなったためじゃないかと思っております。

そのほか、内水面漁協への聞き取りですが、「ドジョウやフナが減った」という意見がありました。これは洪水により河床が深掘れしなくなったために生息する淵の減少が減ったことが原因の一つと考えられます。一つの対策ですが、例えば、ダムからある程度の水量を一気に流して、フラッシュ放流といいますか、そういったことも今後実験的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

ダムのほうの自己評価というのは厳しいようです。これはアンケートをきちっととられた上で判断されたんだと思いますけれども、いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

ここは利水は入ってないんですか。

説明者 はい。

佐藤委員 素人的な考えなんですけど、河川改修だけで終わる場合とダムまでつくるといふ、その基準というのはあるんですか。

説明者 基準は、トータル的な投資効果と、大体は河川改修が主ですよ。ダムを上流でつくってカットするというのは、どちらかといえば特殊な改修計画なんです。というのは、下流の川沿いに大きな補償物件があるとか、例えば、鉄道を改築しないといけないと

か、大きな補償物件があって河川改修するよりもダムをつくったほうが効果があるんじゃないかという、そういったバランス。あとはダム湖をつくる適地があればの話です。それと投資効果のバランスでダムでいこうということになる場合もあります。通常、原則は河川改修です。被害を受ける人がそれなりの犠牲といたしますか、を払って自分のところの財産をつぶして自分のところを守るといたしますか、ダムは上流の、どちらかと言えばあまり関係ないところを犠牲にして下流の人が助かるということですから、できれば河川改修のほうが通常のやり方だと思います。

荒牧委員長 ここがもうちょっと山が深くて水がちゃんととれれば、白石の水不足のときにはここを使ったんでしょけどね。先輩たちは随分探したらしいです。もうちょっといいダムの適地はないかと。だけど見つからなかったのが嘉瀬川に頼んだと言ってました。嘉瀬川ダムは、白石の地盤沈下を受けて佐賀県さんが探し当てた手法ということになるんでしょかね。「はた迷惑です」と富士町の町長さんは言ってました。「自分の下のところの人たちが苦労しているからというならわかるけど、よそとこの川のところで何でおれたちが犠牲にならばいいかんか」というのが二十何年間、頑張った理由の一つに挙げておられましたけどね。流域を越えてやるというのは、なかなか大変な作業ですよ。だから、六角、塩田のあたりにちゃんとした水がとれるところがあればよかったですよ。やっぱり嘉瀬川で負担せざるを得なかったというふうに私の先輩である、皆さんの先輩でもあるみやざきせんごさんがぼつり、ぼつりと教えてくれました。

だから、こういう水の計画というのは、先ほどおっしゃったように、ダム計画というのは本当はやりたくないんだけど、どうしてもやらざるを得ない事業としてこういうふうな形になったということなんでしょうね、きっと。ダムが2個も3個もできているみたいだけど、この川はね。やっぱりそういう形でやらざるを得なかったんでしょね。

いかがでしょうか。自己批判としては、結構、環境を悪化させたとか、いろいろ、確かにダム自体が持っているものがあるので、そのことを評価しておられるのは妥当であろうというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

これから先、ダムをつくっていかれるわけでしょうから、大きくは嘉瀬川ダムであるとか、あれは国の事業ですけど、基本的に考えるときに、先ほど自己評価されたような問題を活かしていただくようにしてください。ダムというのは、どう転んでもやっぱり自然を壊していかざるを得ないものですから、そのときに皆さんたちのこういう判断というものをきちっと受けとめて活かしていくという方法を考えていかればいいかなという感じがします。

もういよいよ嘉瀬川ダムも定礎式があるようだから、コンクリートが打ち上がっていきますので、そうなる水がたまり始めたときに、先ほどのような風景の話とか、そういうところまで含めてダムの問題が議論になってくるだろうと思います。今はもうどこ、どこ壊しているばかりだから恐ろしい感じがするぐらいに物が動いていますけど、あれに水がたまったときどういう風景になるのか、そういうのも含めて議論が出てくると

いいかなと思います。

## 5 委員長総括

荒牧委員長 少し時間を延ばしてしまいましたけれども、おわびします。まだ、これから先、し残したような問題がたっぷりあるような気がしますので、こういう事業評価、個別の問題だけでなく、もう少し、先ほど出てきたような新規事業のあり方であるとか、それから維持管理のあり方であるとか、ほ場整備のような問題を一体どういうふうにするかというようなことを新規事業の中で考えていって、我々の役目の一つに県民とのつなぎ役ということもあるでしょうから、もっとわかりやすく説明してよというのが多分出てくると思いますから、そういうものも含めて、やっておられる事業は、ちょっと甘いような気もするけど、「A」評価であったとしても、県民にそれをどう説明するかということが非常に大きなテーマだと思いますので、ぜひ工夫をしていただいて、もう少し議論を深めさせてもらえれば新規事業評価、事業評価のあり方が少しよくなるのではないかという感じを持ちました。

事務局にお返ししますけれども、締めていただければありがたいと思います。

## 6 その他

鶴田副本部長 どうもありがとうございました。

最後に、池田本部長のほうからごあいさつ申し上げます。

池田本部長 一言だけ御礼のごあいさつを申し上げます。長時間にわたりまして熱心にご審議いただきましてありがとうございます。審議の過程でご指摘、あるいはご指導いただきました分については、我々もきちんと受けとめまして、先ほど委員長さんからお話がありましたように、県民にきちっと説明できるということ、あるいは事業そのものがオープンで透明性を確保していこうというようなことで、ただ、はっきり言いまして走りながら考えている部分もございまして、貴重なご意見をいただいておりますので、できるだけわかりやすく、公共投資が県民の身近なものとなるというような言葉を使わせていただいておりますけれども、そういう方向にしていきたいと思っております。

新規事業の事業化の過程につきましてもご指摘いただきました。できるだけ県民から見てわかりやすいというようなことをぜひ検討していきたいと思っております。

また、事後評価については、単に事後評価をするだけじゃなくて、今後どう活かすかということですので、そういう意味ではいろいろご指摘いただきました、社会経済情勢の変化に対応してやっていく部分、あるいは施設の維持管理みたいなところが「B」評価がございました。先ほど道路課から説明しましたときに橋梁の長寿命化とか、土地改良施設の基幹施設についても同じようなストックマネジメントをやっておりますし、ダムについても先ほど説明がありました。また、今後、河川とかその他に広げていく計画でございまして、来るべき時期にそういった形、あるいは農業基盤整備は40年代以降、相当進めて

おりますけど、当時の経済価格といいますか、投資をしていた部分で、今、品目横断的な施策の中で裏作の対策として暗渠排水対策とか、あるいは幹線水路ののり面の崩壊とか、そういうことで新たな課題も出てきまして、そういったことを今後きちっと取り組んでいきたい、いかなければならないというふうなことを考えておりますので、引き続き、委員の皆様方にはご指導を賜りますようお願い申し上げます、簡単ですけど、ごあいさつにかえさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいいたします。どうもありがとうございました。

( 閉 会 )